

第2次新宮町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2022(令和4)年3月

福岡県新宮町

第2次新宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 目次

第1章 計画策定の背景と目的	1
（1）背景	1
（2）目的	2
第2章 計画の基本的事項	3
（1）計画の位置づけ	3
（2）計画の期間	3
（3）対象とする事務・事業及び施設・組織	4
（4）対象とする温室効果ガス	5
（5）計画の基準年度、目標年度	6
第3章 温室効果ガスの排出状況	7
（1）基準年度（2013（平成25）年度）の状況	7
（2）基準年度（2013（平成25）年度）以降の経年変化	16
第4章 具体的な取組の実施状況	21
（1）実施状況調査の概要	21
（2）環境配慮行動の実施状況	22
（3）環境配慮計画の実施状況と今後の意向	24
第5章 前計画の温室効果ガス削減目標の達成状況	29
（1）前計画の温室効果ガス排出量の削減目標	29
（2）温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況	29
第6章 計画の目標	31
（1）温室効果ガス排出量の削減見込み	31
（2）温室効果ガス排出量の削減目標	34
（3）温室効果ガス排出量の50%削減に向けて	35
第7章 具体的な取組	36
（1）グリーン購入※	37
（2）財やサービスの使用に関する取組	38
（3）ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組	39
（4）施設設備の整備・改善に関する取組	40
（5）再生可能エネルギーに関する取組	40

（６）建設工事に関する取組	41
（７）その他	41

第 8 章 計画の推進 42

（１）推進体制	42
（２）進行管理の方法	43

資料 46

■点検調査表①（電気・燃料使用量調査）	46
■点検調査票②（環境配慮行動調査票 No. 1）	47
■点検調査票③（環境配慮行動調査票 No. 2）	48

第 1 章 計画策定の背景と目的

(1) 背景

地球温暖化は、人類を含むすべての生物の生存基盤である地球環境に多大な悪影響を与えており、今日の地球を生きる私たちにとって、避けることのできない喫緊の課題の 1 つです。地球温暖化を引き起こす二酸化炭素等の温室効果ガスは、私たちの日常生活や事業活動に伴って排出されることから、さまざまな視点や主体からの多元的な取組が必要とされます。

地方公共団体については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。))において、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出制御のための措置に関する計画(以下「地球温暖化対策実行計画」という。))を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられています。

また地方公共団体は、地域住民の生活に関連の深いさまざまな施策を実施していることから、自ら率先的な取組を行うことにより、地域の住民や事業者の模範となることが期待されます。

1) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015(平成 27)年にフランスのパリにおいて気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)が開催され、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことが世界共通目標とされ、5 年毎に各国での地球温暖化対策への貢献状況を提出・更新するしくみなどが規定されています。

2018(平成 30)年には、IPCC が取りまとめた「1.5℃特別報告書」で、地球温暖化を 1.5℃に抑制するためには CO₂排出量が「2030 年までに 45%削減され、2050 年頃には正味ゼロに達する必要がある」ことなどが示されました。この流れを受けて、2021(令和 3)年 4 月に米国主催の下で気候サミットが開催されたほか、各国が、2030(令和 12)年を目標年とする「国が決定する貢献(NDC)」のさらなる引上げや、脱炭素化に向けた取組を発表し、世界の脱炭素化の動きは急速に加速しています。

2) 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

我が国は、パリ協定に基づいて、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度までに基準年度（2013（平成 25）年度）比で 26%削減する目標を掲げました。

2020（令和 2）年 10 月には、内閣総理大臣が所信表明演説において「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言し、我が国の脱炭素へ向けた取り組みも加速しています。

また 2021（令和 3）年 4 月に、内閣総理大臣が気候サミットにおいて、「日本の 2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指す。さらに 50%減の高みに向け、挑戦を続ける」ことを表明されており、同年 10 月には国の「地球温暖化対策計画」が改定されました。改定後、従来の目標を引き上げ、温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度までに基準年度（2013（平成 25）年度）比で 46%削減することが新たな目標として掲げられました。

（2）目的

新宮町は、2022（令和 4）年 2 月 1 日に、住民、事業者、行政が一体となって「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ※」をめざす町として、「ゼロカーボンシティ※」を宣言しました。さらには、新宮町地球温暖化対策推進部会による、脱炭素に向けた実現可能な取組の検討や脱炭素先行地域の選定および地域脱炭素化促進区域の設定を目指して、あらゆる可能性を検証し、実行計画（区域施策編）の素案の作成を行っていきます。

第 2 次新宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）では、一事業所としての責任を果たすべく、町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な取組を行います。さらに、地方公共団体における地球温暖化対策を推進し、住民や事業者の模範となることで、住民や事業者の自主的な行動を促進することを目的とします。

※二酸化炭素排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）
人為的に排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※ゼロカーボンシティ

2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）をめざし、脱炭素社会の実現にチャレンジすることを表明した県や市町村を「ゼロカーボンシティ」としています。



「令和 4 年 2 月 1 日 新宮町ゼロカーボンシティ宣言」

第2章 計画の基本的事項

（１）計画の位置づけ

本計画は、新宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「前計画」という。）の後継となる計画であり、温対法第21条に基づく計画で、地球温暖化対策を町の事務・事業の中で具体的に取り組んでいくための部門計画です。

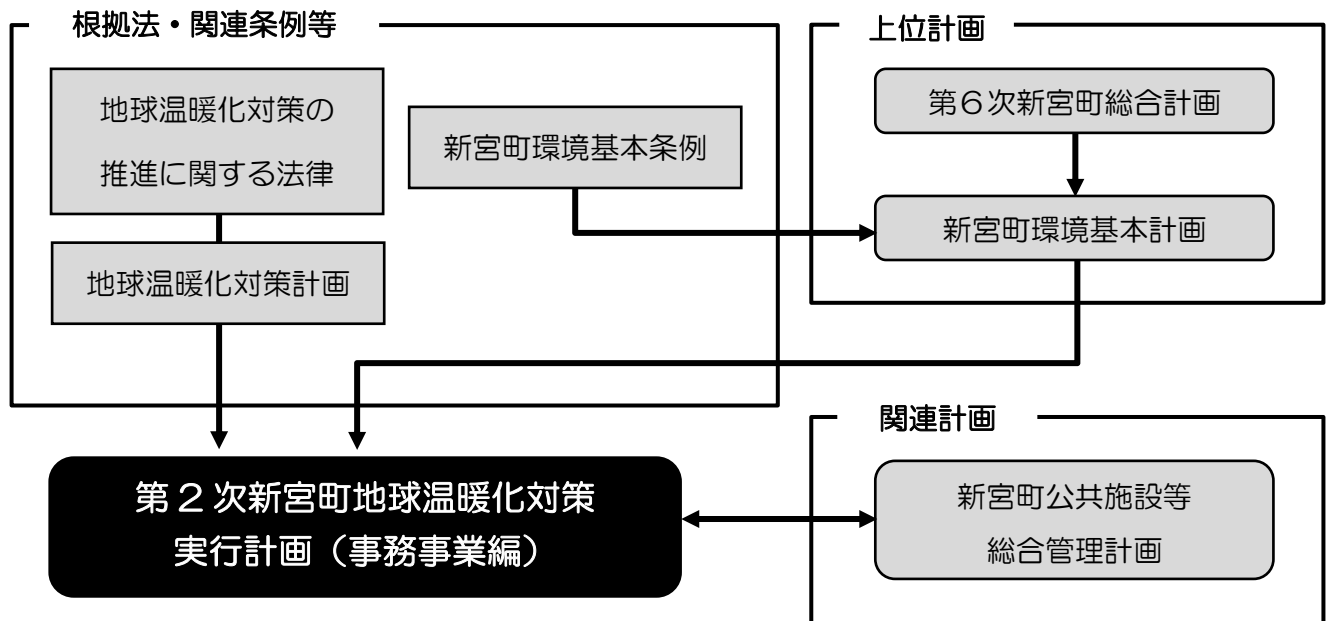


図1 計画の位置づけ

（２）計画の期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

新宮町では、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指すことから、長期的な展望を視野に入れ、事務事業に関する取組についても段階的に目標を設定し、取り組むこととします。

その際、国の計画目標に合わせるために「第3次新宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「次回計画」という。）は2027（令和9）年度から2030（令和12）年度までの4年間で計画期間とします。2030（令和12）年度以降については、5年ごとに計画の全面的な見直しを行うものとします。

なお本計画期間では、次回計画で具体的な施策を取り入れるための調査・準備を行います。

(3) 対象とする事務・事業及び施設

本計画の対象範囲は、町が実施する全ての事務・事業を対象とし、表1に示す2022（令和4）年度現在の施設（指定管理制度を導入している施設も含む。）を対象とします。ただし、一部事務組合で実施している事務・事業及び表2に示す施設は対象外とします。

表1 対象とする施設

施設名	
1 新宮町役場	37 立花浄水場
2 公用車	38 相島浄水場
3 相島災害時援助施設（相島きずな館） ※今回計画から対象に追加	39 新宮中央浄化センター
4 消防車及び指令車※今回計画から対象に追加	40 新宮ポンプ場
5 道路灯	41 夜臼中継ポンプ場
6 新宮町福祉センター	42 湊坂ポンプ場
7 新宮町相島診療所	43 相島浄化センター
8 ふれあい交流館 ※新規施設	44 立花小学校
9 相島ふれあい館	45 新宮小学校
10 シーオーレ新宮	46 相島小学校
11 新宮町立相島保育所 （※エネルギー管理は、相島ふれあい館と同じとする。）	47 新宮東小学校
12 新宮町農産物直販所	48 新宮北小学校
13 新宮町農産物直販所加工場	49 新宮中学校
14 相島観光交流拠点施設	50 新宮中学校相島分校
15 立花山登山者用トイレ（六所神社）	51 新宮東中学校 ※新規施設
16 立花山登山道入口トイレ	52 立花幼稚園
17 新宮町バス待合所	53 新宮幼稚園
18 新宮町新宮渡船待合所	54 新宮東幼稚園
19 新宮町相島渡船待合所	55 立花小学校学童保育所
20 町営渡船	56 新宮小学校学童保育所
21 相島渡船船員宿舎 ※新規施設	57 新宮東小学校学童保育所
22 東部地区観光交流拠点施設 ※新規施設	58 新宮北小学校学童保育所
23 コミュニティバス※今回計画から対象に追加	59 そびあしんぐう
24 新宮町相島火葬場	60 新宮町立集会所
25 相島ごみ集積庫	61 新宮町文化財収蔵庫
26 新宮町自転車保管所	62 新宮町研修所
27 新宮中央駅前東口自転車駐車場	63 杜の宮運動施設（管理棟・グラウンド・テニスコート）
28 新宮中央駅前西口自転車駐車場	64 新宮町緑ヶ浜テニスコート
29 新宮中央駅前自由通路	65 新宮町相撲場※今回計画から対象に追加 （※エネルギー管理は、新宮町緑ヶ浜テニスコートと同じとする。）
30 人丸公園	66 新宮町ゲートボール場※今回計画から対象に追加
31 沖田中央公園	67 立花小学校グラウンド夜間照明※今回計画から対象に追加
32 新宮ふれあいの丘公園 ※新規施設	68 新宮小学校グラウンド夜間照明※今回計画から対象に追加
33 古川ポンプ場※今回計画から対象に追加	69 新宮東小学校グラウンド夜間照明※今回計画から対象に追加
34 公園灯※今回計画から対象に追加	70 新宮中学校グラウンド夜間照明※今回計画から対象に追加
35 漁港照明灯※今回計画から対象に追加	71 新宮町研修所屋外トイレ※今回計画から対象に追加
36 福工大前駅自転車駐車場※今回計画から対象に追加	72 新宮ふれあいの丘公園管理棟 ※新規施設

※新規施設は、前計画策定後に新設された施設や用途変更により本計画から対象とする施設です。

表 2 対象外とした施設

施設名	理由
消防団格納庫	エネルギー使用実績が把握できない。
新宮町営住宅	入居者が共用部分も含めて、エネルギー使用料を支払っている。
チッパー機倉庫	エネルギー使用実績がない。
新宮町バス待合所自転車駐車場	エネルギー使用実績がない。

(4) 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項には、6種類のガス（表3）が掲載されていますが、本計画では、町の事務・事業に伴い排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類の温室効果ガスを対象とします。

表 3 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、6種類の温室効果ガスの中では温室効果への与える影響が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 25 倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 298 倍の温室効果がある。	
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 12～14,800 倍の温室効果がある。	
パーフルオロ カーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べると重量あたり約 7,390～17,340 倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べると重量あたり約 22,800 倍の温室効果がある。	

(5) 計画の基準年度、目標年度

本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画に合わせて、2013（平成 25）年度とします。
また、本計画の目標年度は、計画期間終了年度である 2026（令和 8）年度です。ただし、国の計画の中期目標年度である 2030（令和 12）年度を見据えた計画とします（表 4）。

表 4 計画の基準年度・目標年度

2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和1)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)	2030年度 (令和12)
基準年度													目標年度				中期 目標年度
				← 前回計画(第一次計画)の計画期間					← 本計画の計画期間				← 第三次計画の計画期間				

第3章 温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度（2013（平成25）年度）の状況

1) エネルギー使用量

新宮町の事務・事業に伴う 2013（平成 25）年度のエネルギー使用量は、熱量換算値で 61,367GJ です（表 5）。電力の割合が最も多く、約 84%を占めています（図 2）。

施設別のエネルギー使用量をみると、新宮中央浄化センターが最も多く、次いで町営渡船、そびあしんぐう、シーオーレ新宮、立花浄水場となっています（図 3）。

表 5 エネルギー使用量(2013(平成 25)年度)

種類	使用量	換算係数	熱量換算
電力	5,186,089 kWh	9.97 MJ/kWh	51,705 GJ
ガソリン	15,292 L	34. 6 MJ/L	529 GJ
軽油	190,824 L	37. 7 MJ/L	7,194 GJ
灯油	27,133 L	36. 7 MJ/L	996 GJ
A重油	1,030 L	39. 1 MJ/L	40 GJ
LPG	1,707 kg	50. 8 MJ/kg	87 GJ
都市ガス	18,214 m ³	44. 8 MJ/Nm ³	816 GJ
合計	—		61,367 GJ

出典：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver. 1. 1）」
（令和 3 年 3 月、環境省 大臣官房 環境計画課）

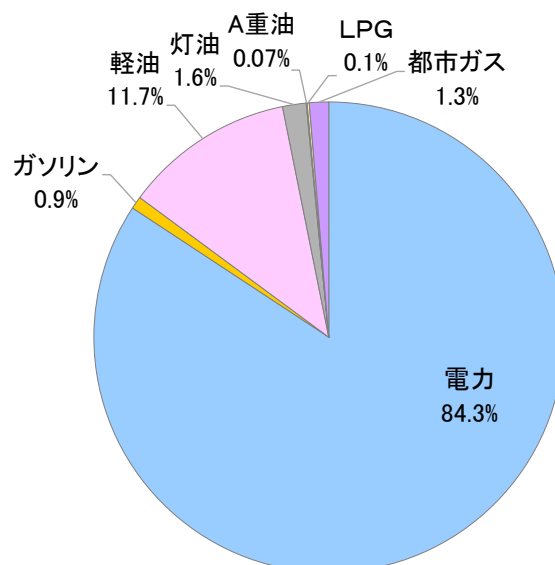


図 2 エネルギー使用量の内訳(エネルギー種別)(2013(平成 25)年度)

J（ジュール）：

エネルギー・仕事・熱量の国際単位です。電気は kWh、ガソリン・軽油・灯油・A 重油は L（リットル）、LPG は kg、都市ガスは m³ といったように、エネルギーの種類によって計量単位が異なります。これらのエネルギーを同じ指標で比較するために、熱量単位である J（ジュール）に換算しています。

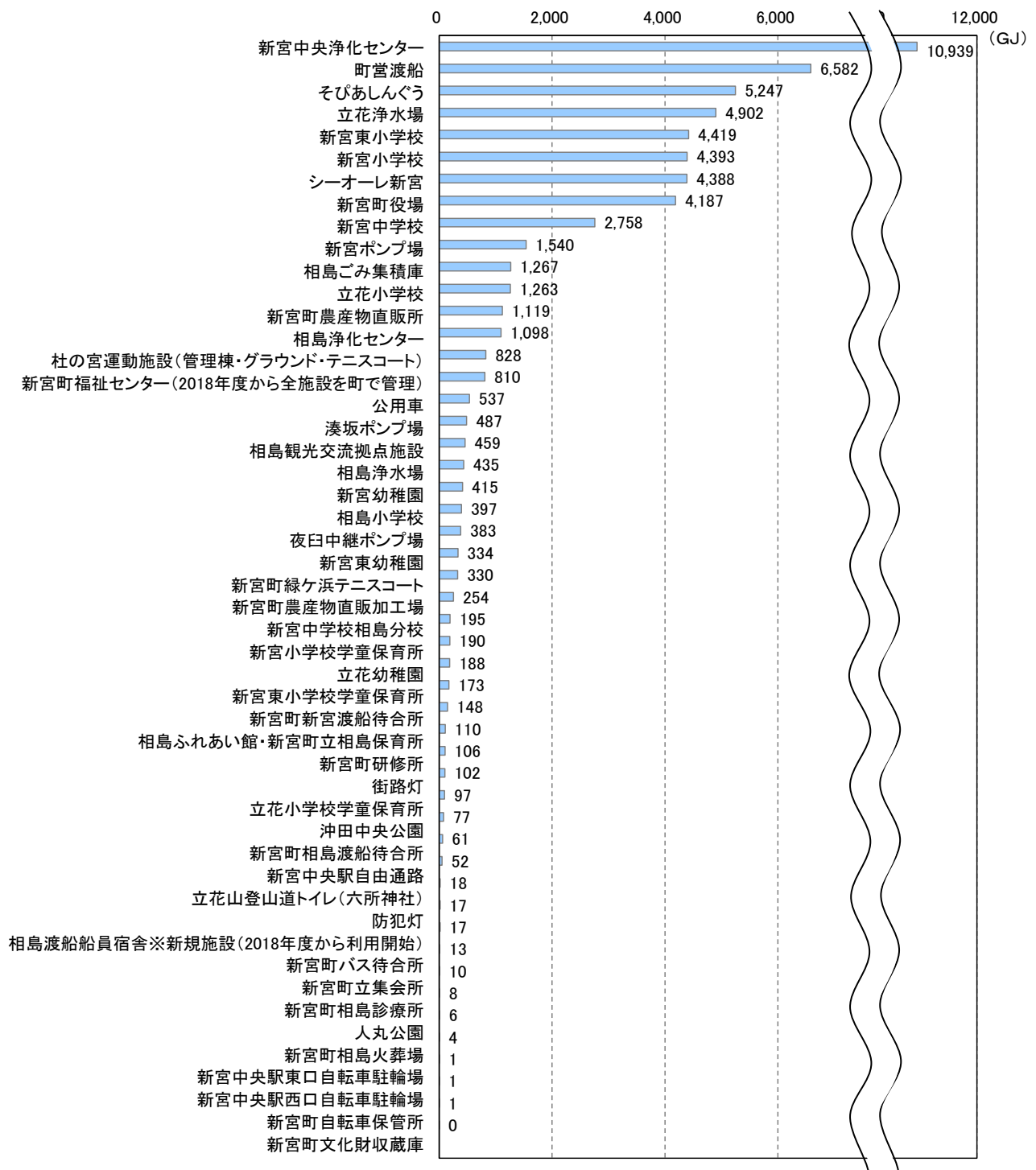


図 3 エネルギー使用量(施設別) (2013(平成 25)年度)

2) 温室効果ガス排出量

①算定方法

温室効果ガス排出量は、環境省マニュアル※に基づき、電力や燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて算定します。また、温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じて算出します。

排出係数は、温対法施行令第3条の値を使用し、地球温暖化係数は、同施行令第4条の値を使用します。これらの係数は、同施行令の改正によって見直しが行われることがあります。したがって、計画策定後に排出量を算定する際には、各年度に適用される係数を用いることとします。

なお、電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項に基づく電気事業者別の各年度の実排出係数を用いることとします。本計画の温室効果ガス排出量の算定に使用した電気事業者別の排出係数を表6に、燃料種別の排出係数を表7～表10に、地球温暖化係数を表11に示します。

※：環境省マニュアル

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver.1.2）」（令和3年3月、環境省大臣官房 環境計画課）

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver.1.1）」（令和3年3月、環境省 大臣官房 環境計画課）

◆各温室効果ガス排出量の算定式

各温室効果ガスの排出量

$$= \Sigma \{ (\text{排出要因ごとの活動量}) \times (\text{排出係数}) \}$$

◆温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の算定式

温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

$$= \Sigma \{ (\text{各温室効果ガスの排出量}) \times (\text{地球温暖化係数}) \}$$

表6 新宮町と契約実績のある電気事業者の二酸化炭素の排出係数

電気事業者	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (暫定値※)
九州電力株式会社	0.613	0.584	0.509	0.462	0.438	0.319	0.344	0.344
エネサーブ株式会社	0.617	0.634	0.364	0.493	0.410	0.424	0.365	0.365
株式会社エネット	0.423	0.454	0.418	0.405	0.423	0.426	0.391	0.391

※2021（令和3）年11月現在、公表されている電気事業者別の二酸化炭素の排出係数は、2019（令和1）年度が最新となっています。そのため、2020（令和2）年度の排出係数は2019（令和1）年度の排出係数を暫定値として使用しています。

備考）電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項に基づく電気事業者別の各年度の実排出係数を用いることとし「電気事業者毎の排出係数一覧＜令和元年度実績追加＞」（環境省、令和3年3月25日告示）から引用

表 7 燃料種別の二酸化炭素の排出係数

項 目	排出係数
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L
軽 油	2.58 kg-CO ₂ /L
灯 油	2.49 kg-CO ₂ /L
A重油	2.71 kg-CO ₂ /L
LPG	3.00 kg-CO ₂ /kg
都市ガス	2.23 kg-CO ₂ /Nm ³

備考)「温対法施行令第3条」(平成27年4月1日改正)から引用

表 8 メタンの排出係数

項 目			排出係数
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.00001 kg-CH ₄ /km
	ガソリン	軽乗用車	0.00001 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000035 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.000015 kg-CH ₄ /km
		軽貨物車	0.000011 kg-CH ₄ /km
		普通・小型・軽特種用途車	0.000035 kg-CH ₄ /km
	軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000002 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000015 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.0000076 kg-CH ₄ /km
		普通・小型特種用途車	0.000013 kg-CH ₄ /km
船舶の航行(軽油)			0.25 kg-CH ₄ /kL
施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理		終末処理場	0.00088 kg-CH ₄ /m ³
		し尿処理施設	0.038 kg-CH ₄ /m ³
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理			0.59 kg-CH ₄ /人

表 9 一酸化二窒素の排出係数

項 目			排出係数
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000029 kg-N ₂ O/km
	ガソリン	軽乗用車	0.000022 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000039 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000026 kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0.000022 kg-N ₂ O/km
		普通・小型・軽特種用途車	0.000035 kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000007 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000014 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000009 kg-N ₂ O/km
		普通・小型特種用途車	0.000025 kg-N ₂ O/km
船舶の航行(軽油)			0.073 kg-N ₂ O/kL
施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理		終末処理場	0.00016 kg-N ₂ O/m ³
		し尿処理施設	0.00093 kg-N ₂ O/m ³
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理			0.023 kg-N ₂ O/人

表 10 ハイドロフルオロカーボンの排出係数

項 目	排出係数
カーエアコンの使用	0.01 Kg-HFC/台・年

表 11 地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン(HFC)※1	1,430※2

※1 前計画では対象外です。本計画より対象とします。

※2 HFC は物質群の総称であり、個々の物質により地球温暖化係数が異なります。本計画ではカーエアコンに封入されている HFC として代表的な HFC-134a を対象とします。

②二酸化炭素排出量

2013（平成 25）年度の二酸化炭素排出量は、3,825t-CO₂です。そのうち、電気の使用による排出量が最も多く、約 83%（3,181t-CO₂）を占めています（図 4）。

施設別の排出量をみると、新宮中央浄化センター、町営渡船、そぴあしんぐう、立花浄水場が多くなっています（図 5）。

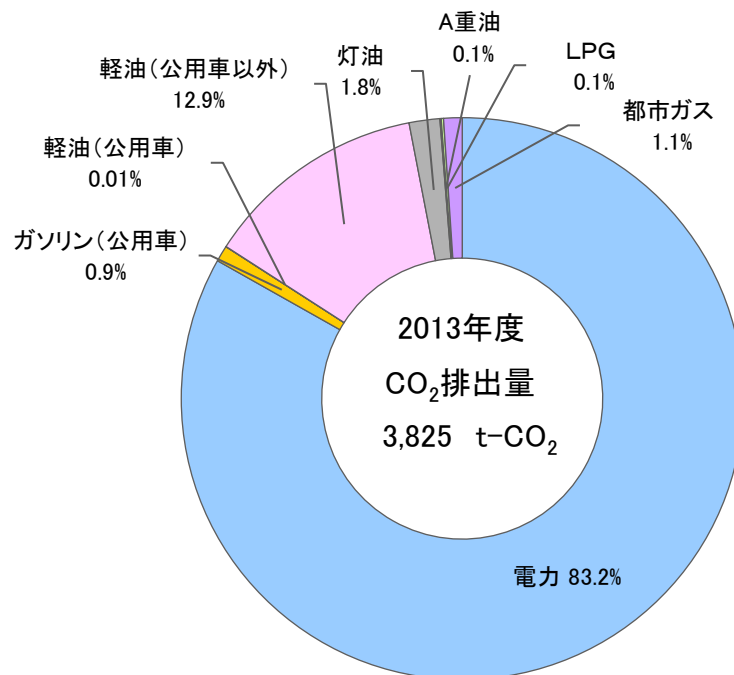


図 4 二酸化炭素排出量の内訳(エネルギー種別)(2013(平成 25)年度)

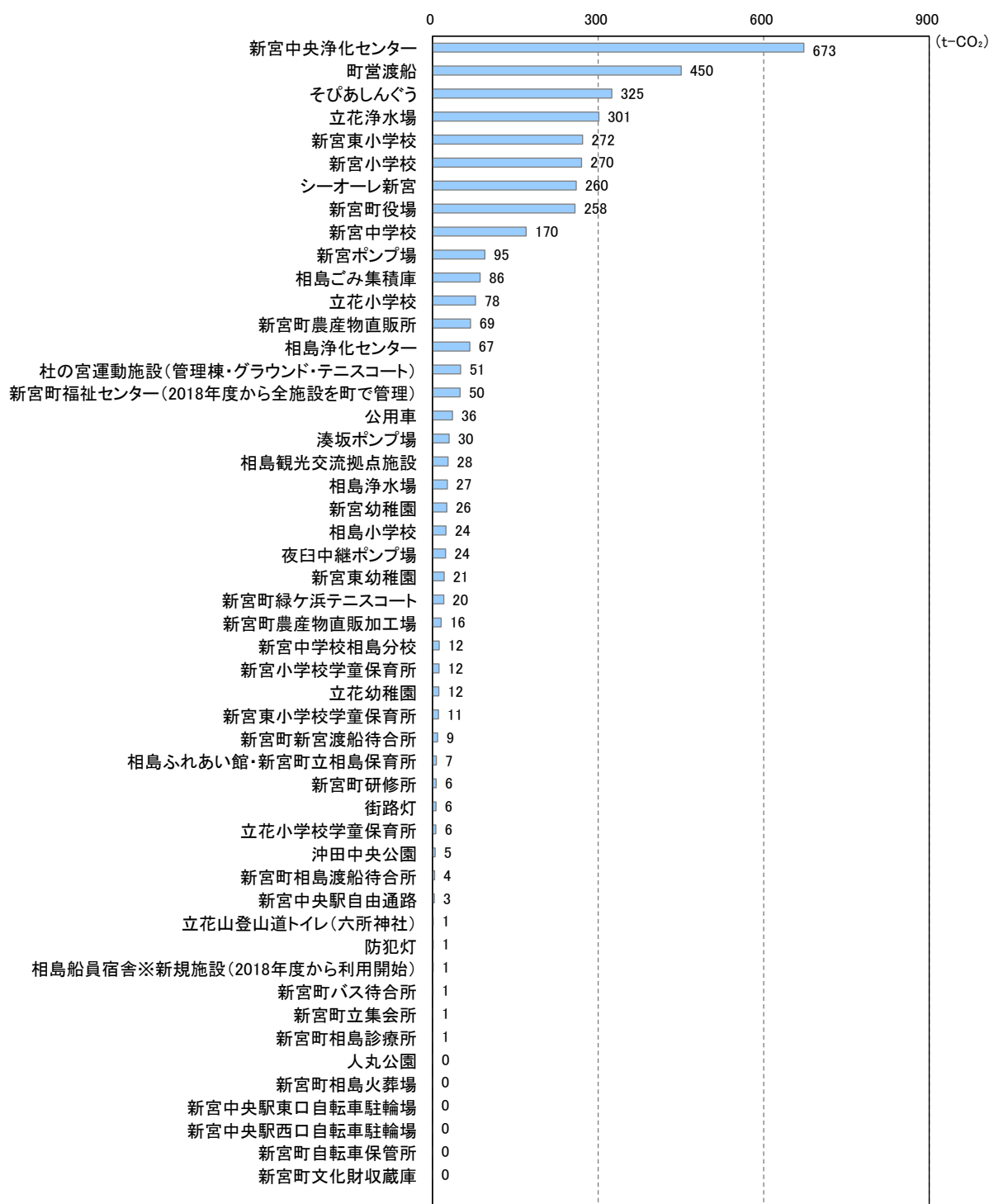


図 5 二酸化炭素排出量(施設別)(2013(平成 25)年度)

③メタン排出量

2013（平成 25）年度のメタン排出量は、0,92t-CH₄です。そのうち、下水・し尿の処理による排出量が約 74%（0.685t-CH₄）を占めています（図 6）。

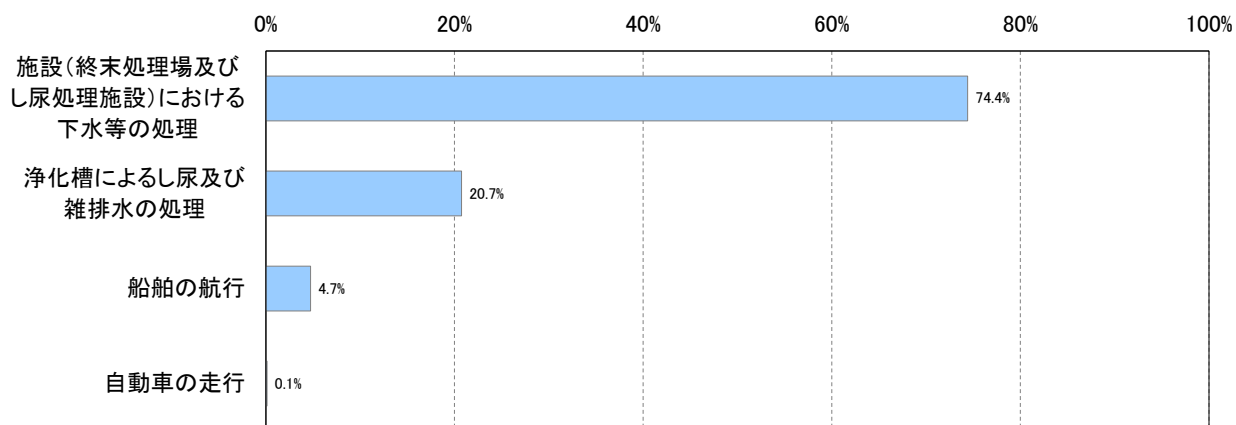


図 6 メタン排出量の内訳(2013(平成 25)年度)

④一酸化二窒素排出量

2013（平成 25）年度の一酸化二窒素排出量は、0.15t-N₂O です。そのうち、下水・し尿の処理による排出量が約 85%（0.125t-N₂O）を占めています（図 7）。

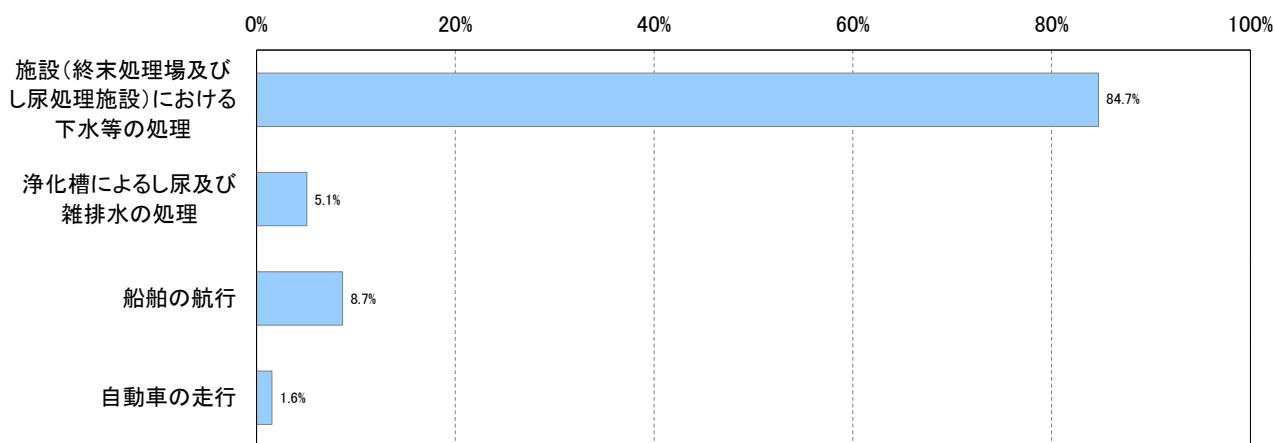


図 7 一酸化二窒素排出量の内訳(2013(平成 25)年度)

⑤温室効果ガス総排出量

2013（平成 25）年度の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算値）は、3,892t-CO₂です（表 12）。そのほとんどが二酸化炭素（3,825t-CO₂）です（図 8）。

表 12 温室効果ガス排出量(2013(平成 25)年度)

項 目	各温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ 、t-CH ₄ 、t-N ₂ O)	地球温暖化係数 (※表 11)	二酸化炭素換算値 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素	3,825 t-CO ₂	1	3,825	98.3 %
メタン	0.92 t-CH ₄	25	23	0.6 %
一酸化二窒素	0.15 t-N ₂ O	298	44	1.1 %
合計	—	—	3,892	100 %

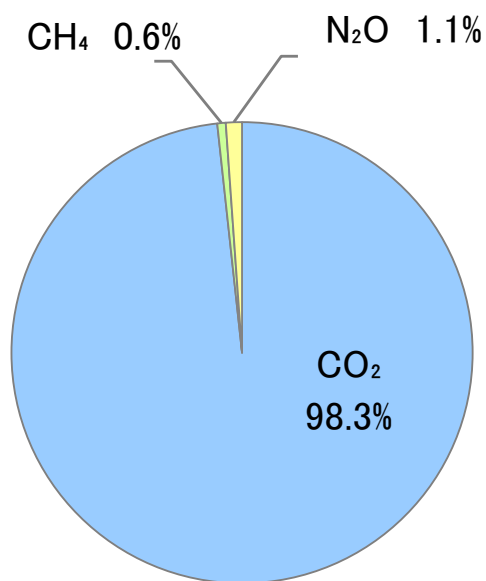


図 8 温室効果ガス排出量の内訳(2013(平成 25)年度)

（２）基準年度（2013（平成 25）年度）以降の経年変化

１）エネルギー使用量の経年変化

基準年度（2013（平成 25）年度）以降、新宮町の事務・事業に伴うエネルギー使用量は増加傾向にあり、2020（令和 2）年度のエネルギー使用量は、熱量換算値で 76,568GJ と、基準年度である 2013（平成 25）年度のエネルギー使用量（61,367GJ）より 15,201GJ（2013（平成 25）年度比で約 25％）増加しています（図 9）。

エネルギー種別でみると、電力の増加率が最も大きく、2013（平成 25）年度比で約 32％増加しており、その他のエネルギー種が概ね減少、もしくは現状維持である中で、エネルギー総使用量に占める電力の値は約 89％と 2013（平成 25）年度（約 84％）と比べて大きくなっています（表 13）。

施設別でみると、2013（平成 25）年度時にエネルギー使用量が熱量換算値で 2,000GJ を超える使用量の多い施設は、新宮中央浄化センター、町営渡船、そぴあしんぐう、立花浄水場（水源地含む）、新宮東小学校、新宮小学校、シーオーレ新宮、新宮町役場、新宮中学校の 8 施設です。2020（令和 2）年度でもこの構成は変化していませんが、新規施設である新宮東中学校、新宮北小学校がエネルギー使用量の多い施設として注目されます。

なお、増加率（2013（平成 25）年度比）が最も大きかった施設は新宮中学校で、約 94％増加しています。次いで、新宮中央浄化センターが約 65％増加しています（図 10～図 11）。前者は空調の導入や給食の開始による電気使用量の増加が、後者は人口増加による下水処理量の増加が、主な理由として考えられます。その他、街路灯が大きく増加していますが、これは管理する総本数が増加したことが影響しています。

一方で減少率（2013（平成 25）年度比）が最も大きかった施設は、そぴあしんぐうで約 58％減少、次いで、新宮東小学校が約 31％減少しています。そぴあしんぐうでは 2018（平成 30）年度に太陽光発電の導入や照明の LED 化を行い、これが電気使用量の削減に貢献していますが、2020（令和 2）年度の主要な減少要因にコロナ禍による施設利用の減少が挙げられます。新宮東小学校は、2016（平成 28）年 4 月に開校した新宮北小学校へ分離したことにより、教職員及び児童数が減少したことが要因です。

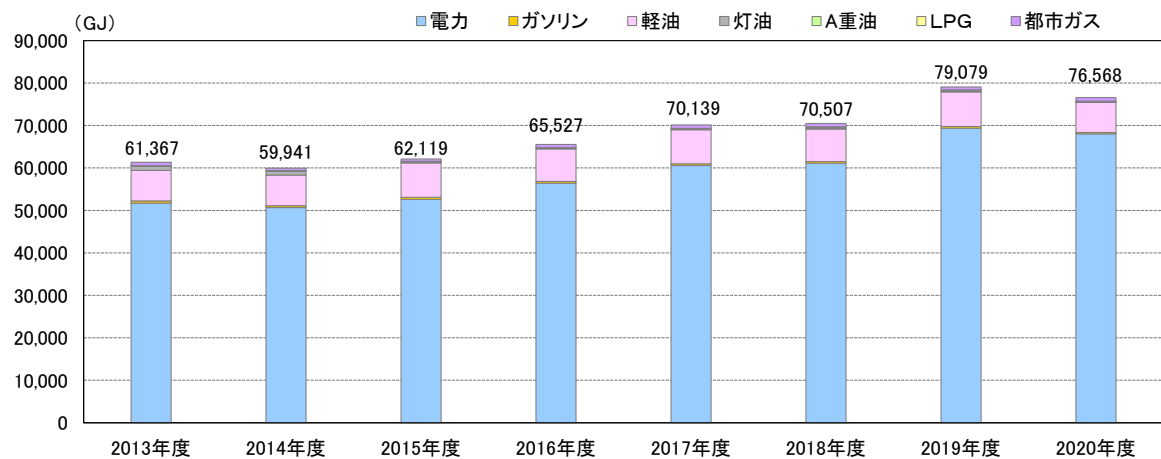


図 9 2013(平成 25)～2020(令和 2)年度のエネルギー使用量及び内訳の経年変化(1)

表 13 エネルギー使用量の内訳(2013(平成 25)～2020(令和 2)年度)

(GJ)

区 分	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
電力	51,705	50,654	52,625	56,447	60,570	61,104	69,370	68,038
ガソリン	529	466	461	393	401	412	391	332
軽油	7,194	7,226	8,121	7,669	8,019	7,635	8,151	7,072
灯油	996	893	267	224	271	163	106	179
A 重油	40	32	32	0	0	304	301	39
LPG	87	89	88	79	75	78	82	60
都市ガス	816	581	526	715	804	811	678	847
合計	61,367	59,941	62,119	65,527	70,139	70,507	79,079	76,568

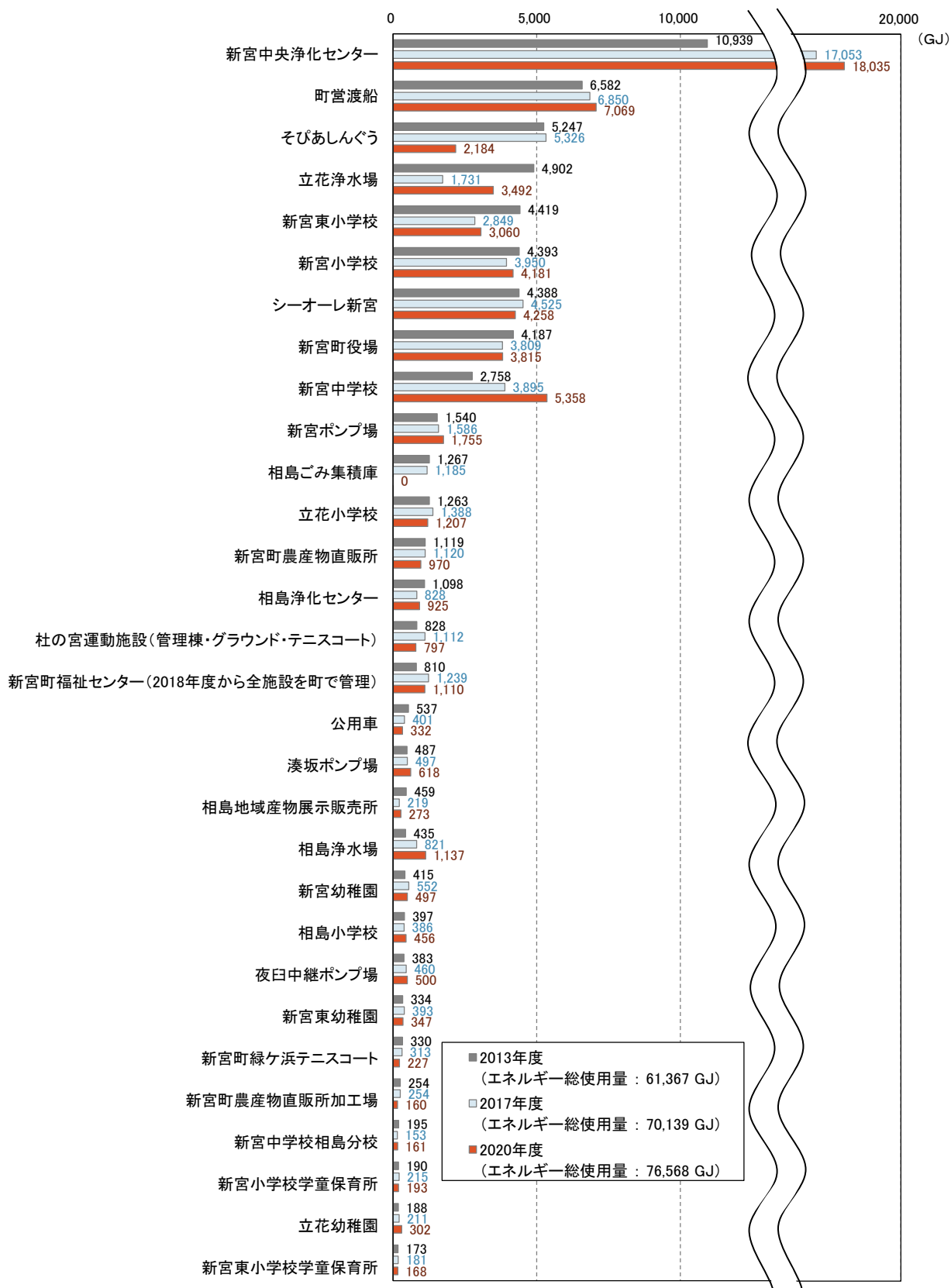


図 10 施設別(公用車、町営渡船を含む)エネルギー使用量(熱量換算値)の経年変化(1)

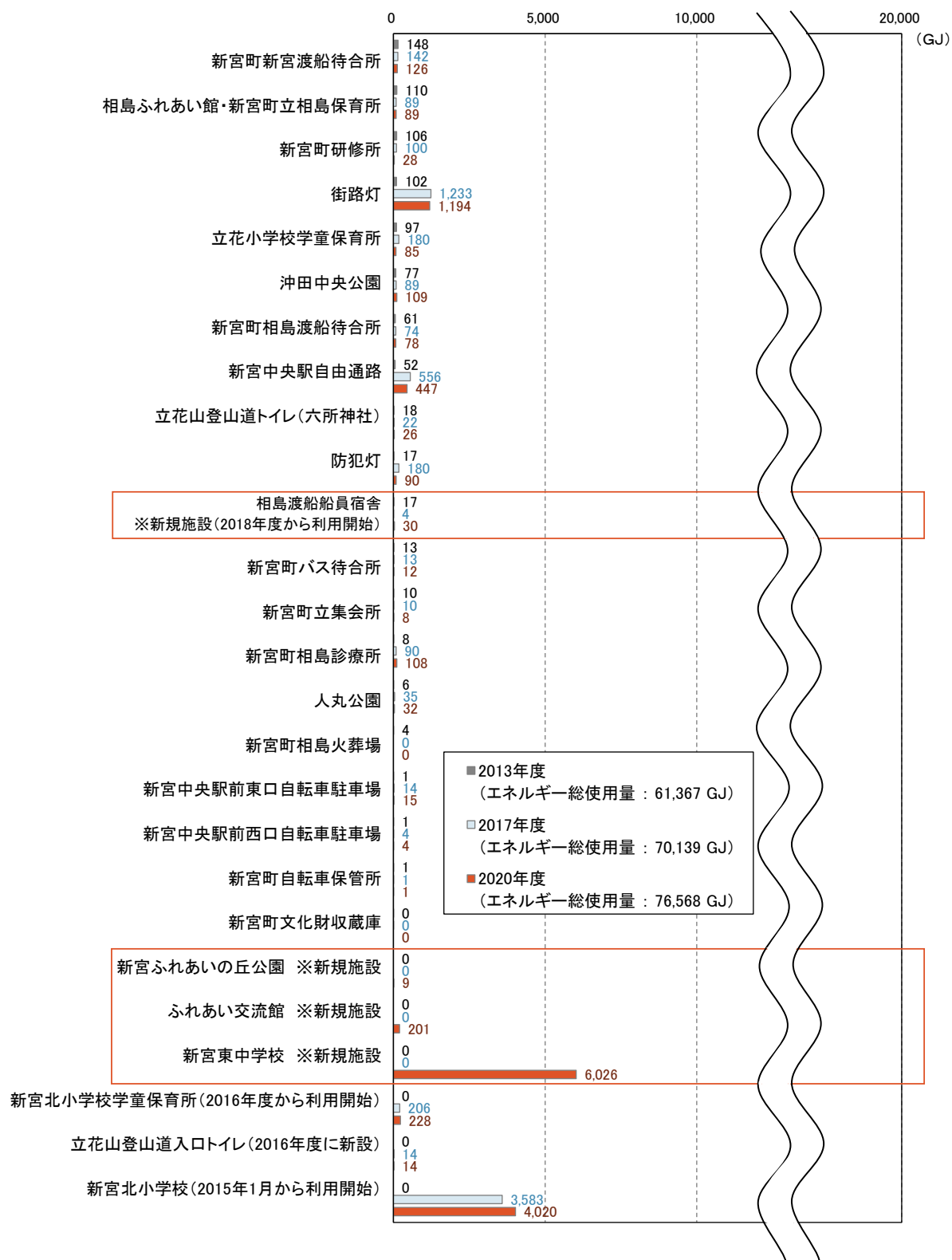


図 11 施設別(公用車、町営渡船を含む)エネルギー使用量(熱量換算値)の経年変化(2)

2) 温室効果ガス排出量の経年変化

新宮町の事務・事業に伴う 2020（令和 2）年度の温室効果ガス排出量は、3,040t-CO₂と、基準年度である 2013（平成 25）年度の排出量（3,892t-CO₂）より、852t-CO₂（2013（平成 25）年度比で約 22%）減少しています（図 12）。

温室効果ガスの内訳をみると、2013（平成 25）年度と同様に、ほぼ全てが二酸化炭素となっていますが、メタン、一酸化二窒素の排出量が占める割合が増加していることが分かります（表 14）。

これは、新宮町と契約実績のある電力事業者の実排出係数（p.8 表 6）が 2013（平成 25）年度比で大幅に低下し、電気の使用による二酸化炭素排出量が低下する中で、新宮中央浄化センターといった下水道施設の下水等処理量の増加に伴うメタン及び一酸化二窒素の増加や、町営渡船の燃料使用の増加が影響していると考えられます。

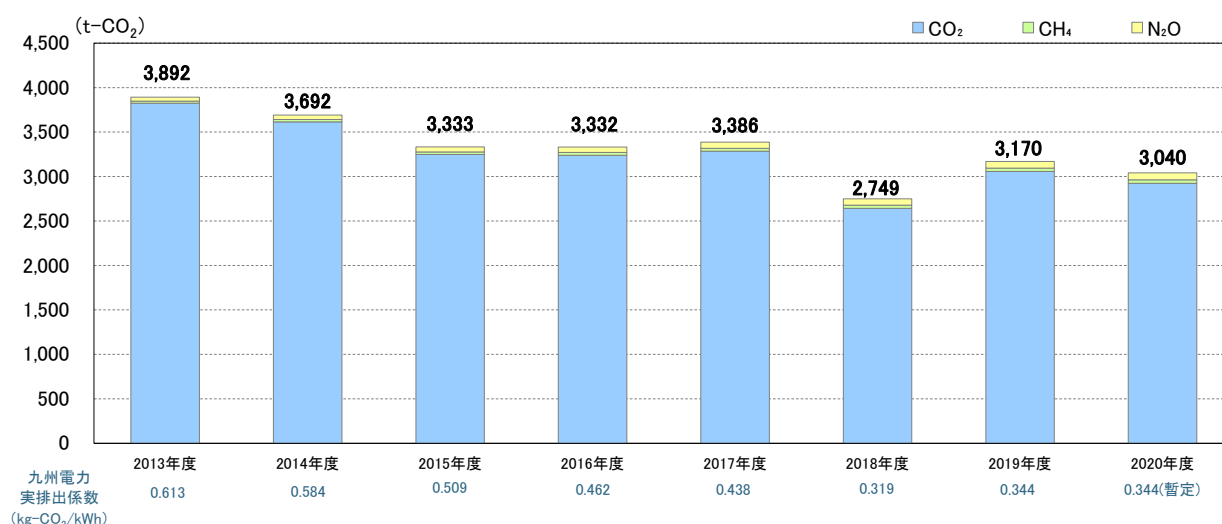


図 12 2013(平成 25)～2020(令和 2)年度の温室効果ガス総排出量の経年変化

表 14 温室効果ガス排出量の内訳(2013(平成 25)～2020(令和 2)年度)

区 分	(t-CO ₂)							
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
CO ₂	3,825	3,615	3,247	3,240	3,284	2,643	3,058	2,924
CH ₄	23	26	29	31	33	35	37	38
N ₂ O	44	51	57	61	68	71	76	78
合計	3,892	3,692	3,333	3,332	3,386	2,749	3,170	3,040

第4章 具体的な取組の実施状況

(1) 実施状況調査の概要

前計画の温室効果ガス排出量の抑制につながる具体的な取組の実績や今後の導入計画を把握するために、庁内全部署を対象に実施状況調査を行いました。調査票は、前計画の具体的な取組に示す項目をもとに設計し、その実績と今後の実施意向を問う内容としています。

表 15 実施状況調査の概要

区 分	項目数
環境配慮行動の実施状況	90
1. 財やサービスの購入に関する取組	13
2. 財やサービスの使用に関する取組	40
3. ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組	6
4. 施設設備の改善に関する取組	13
5. 新規施設の整備に関する取組	11
6. 再生可能エネルギーに関する取組	3
7. 建設工事に関する取組	4
環境配慮計画の実施状況	施設別の個別設問を設定
計画の進行管理体制について(自由記入)	2

（２）環境配慮行動の実施状況

庁内の全部署（14 課 1 局）を対象に、環境配慮行動に関する取組として、「1. 財やサービスの購入に関する取組」、「2. 財やサービスの使用に関する取組」、「3. ごみの排出、リユース、リサイクルに関する取組」、「4. 施設設備の改善に関する取組」、「5. 新規施設の整備に関する取組」、「6. 再生可能エネルギーに関する取組」、「7. 建設工事に関する取組」に区分される計 90 項目について、現在の実施状況及び今後の実施意向を問うアンケート調査を実施しました。各課における回答のとりまとめ結果は表 16 に示すとおりです。

2021（令和 3）年度現在の実施率をみると、前計画策定時（2017（平成 29）年度現在）と比べて数値が“上昇している”部署は 9、“変化なし”が 1、“低下している”が 4 となりました。中でも、社会教育課は 2017（平成 29）年度に 32.6%であった実施率が 2021（令和 3）年度には 78.0%に上昇するなど、環境配慮行動に徹底して取り組まれていたと考えられます。また、実施率が低下している 4 課の原因には、「30. 空調の温度は冷房 28℃、暖房 20℃に設定を心掛ける。」及び「34. 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。」の項目での実施率の低下が挙げられ、コロナ対策による換気のあり方など、推奨される活動の見直しが必要と考えられます。

一方で、今後の取組の意向を見ると、2021（令和 3）年度現在と同程度の実施率にとどまるとみられる部署は総務課、政策経営課、税務課、産業振興課、都市整備課、社会教育課の 6 部署。実施率の上昇が見込まれる部署には地域協働課、住民課、健康福祉課、子育て支援課、環境課、上下水道課、会計課、議会事務局がありますが、上昇率の幅は 7.9%～21.7%にとどまると考えられます。このことから環境配慮行動は庁内で、比較的良好に実施しており、今後はこの状況を継続していくことが求められます。

表 16 環境配慮行動の現状と今後の意向

NO.	名 称	2017年度現在		2021年度現在		今後の意向	
		取組項目数	実施率	取組項目数	実施率	取組項目数	実施率
1	総務課	80	42.6%	78	50.6%	79	49.6%
2	地域協働課	72	42.1%	82	42.1%	82	50.0%
3	政策経営課	41	74.1%	45	51.3%	45	51.3%
4	税務課	42	54.8%	45	55.1%	45	55.1%
5	住民課	32	49.4%	48	52.7%	48	61.7%
6	健康福祉課	58	29.8%	82	37.9%	82	46.1%
7	子育て支援課	—	—	72	46.3%	73	54.4%
8	産業振興課	52	56.3%	59	71.0%	70	69.9%
9	環境課	58	37.4%	48	66.9%	49	81.4%
10	都市整備課	56	57.7%	79	49.2%	79	49.2%
11	上下水道課	72	60.1%	47	44.3%	45	66.0%
12	会計課	27	63.3%	40	49.5%	38	58.7%
13	学校教育課	44	50.5%	44	61.1%	44	55.2%
14	社会教育課	81	32.6%	88	78.0%	88	80.7%
15	議会事務局	47	48.7%	42	52.6%	42	65.2%
平 均		54.4	50.0%	59.9	53.9%	60.6	59.6%

※ 2017（平成 29）年度の実施率と比べて、上昇していることを示す。

2017（平成 29）年度の実施率と比べて、低下している、もしくは現状維持を示す。

表 17 実施率の回答区分

回答区分	徹底して実施している 徹底して実施する予定	概ね実施している 概ね実施する予定	あまり実施していない なるべく実施する予定	全く実施していない 実施する予定はない
実施割合 (換算値)	100%	70%	50%	0%

● “実施率”（局・課別平均実施率）の算出方法

$$\begin{aligned}
 \text{実施率(実績)} &= \left[\begin{array}{l} \text{「徹底して実施している」の回答項目数} \times 100 + \\ \text{「概ね実施している」の回答項目数} \times 70 + \\ \text{「あまり実施していない」の回答項目数} \times 50 + \\ \text{「全く実施していない」の回答項目数} \times 0 \\ \text{の合計数} \end{array} \right] \div \text{取組項目数} \\
 \text{実施率(意向)} &= \left[\begin{array}{l} \text{「徹底して実施する予定」の回答項目数} \times 100 + \\ \text{「概ね実施する予定」の回答項目数} \times 70 + \\ \text{「なるべく実施する予定」の回答項目数} \times 50 + \\ \text{「実施する予定はない」の回答項目数} \times 0 \\ \text{の合計数} \end{array} \right] \div \text{取組項目数}
 \end{aligned}$$

（３）環境配慮計画の実施状況と今後の意向

１）前計画期間（2017（平成 29）～2021（令和 3）年度）での実績

庁内の全部署を対象に、前計画に位置付けられた各施設の環境配慮計画の実施状況および今後の意向を問うアンケート調査を行い、回答内容を整理しました。これによると、計画期間中に完了している取組は 72 項目、2020（令和 2）年現在進行中の取組は、「概ね完了・実施している（70%）」取組が 25 項目、「着手している（30%）」取組が 23 項目と、合計 48 項目となっています（表 18）。また、まったく着手出来ていない取組が 29 項目あり、このうち今後の実施意向がない取組は 10 項目となっています（表 19）。これらについては、今後、実施の必要性の有無を含めて検討していく必要があります。

表 18 実施状況別項目数

実施状況	項目数(新規計上含む全体 149 項目のうち)
完了している(ほぼ 100%)	72 項目
概ね完了・実施している(70%)	25 項目
着手している(30%)	23 項目
まったく着手できていない(0%)	29 項目

表 19 2020(令和 2)年度現在着手しておらず、今後の実施意向がない取組

対象施設	取組内容
新宮町役場	空調設備の運用改善
杜の宮運動施設(管理棟・グラウンド・テニスコート)	太陽光発電の新設
新宮東幼稚園	太陽光発電の新設
立花小学校学童保育所	照度基準の設定及び 適正照度の管理
	照明の LED 化
新宮小学校学童保育所	照度基準の設定及び 適正照度の管理
	照明の LED 化
新宮東小学校学童保育所	照度基準の設定及び 適正照度の管理
	照明の LED 化
新宮北小学校学童保育所	照度基準の設定及び 適正照度の管理

2) 今後の実施の意向による二酸化炭素削減量の見込み

①取組内容別の実施の意向の整理

本計画に位置付ける取組内容の抽出には、前計画での進捗状況と今後の取組の意向を整理する必要があります。アンケート調査は、表 20 に示す「現在までの実績」および「今後の予定」の 2 つの区分で、それぞれ 4 つの選択肢から回答する方法で行いました。また、実施の意向の整理では、ほぼ完了している計画を“実施済み”とし、まだ取り組める余地がある取組およびまったく着手していないものの今後実施する予定の取組を、実施の意向“有り”として整理しました。さらに、今後実施検討予定の取組を“検討”に位置付けています。(表 21)。

実績・今後の実施の意向の整理結果を表 22～表 24 に示します。これによると、実施済みの取組が 78 項目、実施意向有りの取組が 28 項目あり、うち約 89%の 25 項目で既に着手が行われている状態です。さらに、今後実施の検討対象となる取組 34 項目を合わせると、環境配慮計画全体の 90%で実施実績または今後の実施の意向があります。

表 20 アンケート調査票で設定した“実績”、“予定”に関する選択肢区分

選択肢番号	選択肢区分	
	現在までの実績(2017～2021 年)	今後の予定(2022～2026 年)
1	完了している(ほぼ 100%)	今後 5 年間ですべて実施する予定である(100%)
2	概ね完了・実施している(70%)	今後 5 年間で半分程度実施する(50%)
3	着手している(30%)	今後 5 年間で実施を検討する予定である(0%)
4	まったく着手出来ていない(0%)	実施する予定はない(0%)

表 21 実施の意向整理方法

実施の意向	アンケート中の選択肢番号	
	現在までの実績	今後の予定
実施済み	1	—
有り	2、3、4	1、2
検討	4	3

※表中の番号は、表 20 中の各区分の番号と対応。

表 22 環境配慮計画の実施状況と、今後の実施の意向(1)

対象施設等	No.	取組内容	実施の意向	着手
公用車【初度登録が2006(平成18)年以前分】	1	公用車の更新に伴う燃費改善 (計画期間である2021年現在までに達成すべき取組)	有り	○
公用車【初度登録が2007(平成19)年以降分】	2	公用車の更新に伴う燃費改善 (中期目標年度である2030年までに達成すべき取組)	検討	
新宮町役場	1	空調設備の運用改善		
	2	照明設備の高効率化(水銀灯)	有り	○
	3	照明設備の高効率化(蛍光灯)	有り	
防犯灯	1	蛍光灯のLED化	有り	○
新宮町福祉センター	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	有り	○
	2	照明のLED化	有り	○
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	実施済み	
	4	室内の温湿度の適正管理	実施済み	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	実施済み	
相島ふれあい館・新宮町立相島保育所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	有り	
	2	照明のLED化	有り	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	有り	○
	4	室内の温湿度の適正管理	実施済み	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○
新宮町相島診療所	1			
ふれあい交流館	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	実施済み	
	2	照明のLED化	実施済み	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	実施済み	
	4	室内の温湿度の適正管理	実施済み	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○
新宮町農産物直販所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	実施済み	
	2	照明のLED化	検討	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	実施済み	
	4	室内の温湿度の適正管理	実施済み	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	実施済み	
新宮町農産物直販所加工場	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	実施済み	
	2	照明のLED化	検討	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	実施済み	
	4	室内の温湿度の適正管理	実施済み	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	実施済み	
相島観光交流拠点施設	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	実施済み	
	2	照明のLED化	検討	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	実施済み	
	4	室内の温湿度の適正管理	実施済み	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	実施済み	
立花山登山者用トイレ(六所神社)	1	LED化、人感センサーの導入	実施済み	
立花山登山道入ロトイレ	1	LED化の検討	検討	
新宮町バス待合所	1	人感センサーの導入検討	検討	
新宮町新宮渡船待合所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	実施済み	
	2	照明のLED化	検討	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	実施済み	
	4	室内の温湿度の適正管理	実施済み	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	実施済み	
新宮町相島渡船待合所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	実施済み	
	2	照明のLED化	実施済み	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	実施済み	
	4	室内の温湿度の適正管理	実施済み	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	実施済み	
町営渡船	1			
相島渡船船員宿舎	1			

※新規計上の取組は赤字で表記。

※2016 年度実施の「省エネ診断結果」等をもとに算定した、各施設における二酸化炭素削減率を示す。

表 23 環境配慮計画の実施状況と、今後の実施の意向(2)

対象施設等	No.	取組内容	実施の意向	着手
新宮町相島火葬場	1			
相島ごみ集積庫	1			
新宮町自転車保管所	1	蛍光灯のLED化	検討	○
新宮中央駅前東口自転車駐車場	1	蛍光灯のLED化	実施済み	
新宮中央駅前西口自転車駐車場	1	蛍光灯のLED化	実施済み	
新宮中央駅自由通路	1	蛍光灯のLED化	実施済み	
人丸公園	1	蛍光灯のLED化	実施済み	
沖田中央公園	1	蛍光灯のLED化	実施済み	
街路灯	1	蛍光灯のLED化	有り	○
新宮ふれあいの丘公園	1	LED化実施済	実施済み	
立花浄水場	1	空調設備のメンテナンス	実施済み	
相島浄水場	1	空調設備のメンテナンス	実施済み	
新宮中央浄化センター	1	空調設備のメンテナンス	実施済み	
新宮ポンプ場	1	空調設備のメンテナンス	実施済み	
夜臼中継ポンプ場	1	蛍光灯のLED化(老朽化による交換)	検討	
湊坂ポンプ場	1	蛍光灯のLED化(老朽化による交換)	検討	
相島浄化センター	1	蛍光灯のLED化(老朽化による交換)	検討	
立花小学校	1	空調の適正運用	実施済み	
	2	照明設備の高効率化	検討	○
	3	空調設備の更新	実施済み	
新宮小学校	1	空調設備のメンテナンス	実施済み	
	2	照明設備の高効率化	検討	○
	3	空調設備の更新	実施済み	
相島小学校	1	空調の適正運用	実施済み	
	2	照明設備の高効率化	検討	○
	3	空調設備の更新	実施済み	
新宮東小学校	1	空調設備のメンテナンス	実施済み	
	2	照明設備の高効率化	検討	○
	3	空調設備の更新	実施済み	
新宮北小学校	1	空調設備のメンテナンス	実施済み	
	2	照明設備の高効率化	検討	○
	3	空調設備の更新	実施済み	
	4	太陽光発電設備の導入	実施済み	
新宮中学校	1	空調設備のメンテナンス	実施済み	
	2	照明設備の高効率化	検討	○
	3	空調設備の更新	実施済み	
新宮中学校相島分校	1	空調の適正運用	実施済み	
	2	照明設備の高効率化	検討	○
	3	空調設備の更新	実施済み	
新宮東中学校	1	空調の適正運用	実施済み	
	2	照明設備の高効率化	実施済み	
	3	空調設備の更新	実施済み	
立花幼稚園	1	照明の運用改善	検討	○
	2	空調の運用改善	実施済み	
	3	照明のLED化	検討	○
	4	空調機の更新	実施済み	
新宮幼稚園	1	照明の運用改善	検討	○
	2	空調の運用改善	実施済み	
	3	照明のLED化	検討	○
	4	空調機の更新	実施済み	
新宮東幼稚園	1	照明の運用改善	検討	○
	2	空調の運用改善	実施済み	
	3	照明のLED化	検討	○
	4	空調機の更新	実施済み	
	5	太陽光発電の新設		

表 24 環境配慮計画の実施状況と、今後の実施の意向(3)

対象施設等	No.	取組内容	実施の意向	着手
立花小学校学童保育所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理		
	2	照明のLED化		
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	有り	○
	4	室内の温湿度の適正管理	有り	○
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○
新宮小学校学童保育所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理		
	2	照明のLED化		
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	有り	○
	4	室内の温湿度の適正管理	有り	○
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○
新宮東小学校学童保育所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理		
	2	照明のLED化		
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	有り	○
	4	室内の温湿度の適正管理	有り	○
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○
新宮北小学校学童保育所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理		
	2	照明のLED化	実施済み	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	有り	○
	4	室内の温湿度の適正管理	有り	○
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○
そびあしんぐう	1	照明の運用改善	実施済み	
	2	空調の運用改善	実施済み	
	3	照明設備の高効率化	実施済み	
	4	人感センサーによるトイレ照明の制御	検討	
	5	空調熱源の更新	実施済み	
	6	トップランナー変圧器への更新	検討	
	7	太陽光発電設備の導入	実施済み	
新宮町立集会所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	検討	
	2	照明のLED化	検討	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	実施済み	
	4	室内の温湿度の適正管理	実施済み	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	実施済み	
新宮町文化財収蔵庫	1			
新宮町研修所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	検討	
	2	照明のLED化	検討	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	実施済み	
	4	室内の温湿度の適正管理	実施済み	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	実施済み	
杜の宮運動施設 (管理棟・グラウンド・テニスコート)	1	照明の運用改善	実施済み	
	2	空調の運用改善	実施済み	
	3	照明のLED化	有り	○
	4	空調機の更新	検討	
	5	太陽光発電の新設		
新宮町緑ヶ浜テニスコート	1	照明のLED化	有り	○
シーオーレ新宮	1	空調設備の運用改善	検討	○
	2	照明設備(都度点灯分)の更新	検討	○
	3	照明設備(常時点灯分)の更新	検討	○
	4	回転機器更新	有り	○
	5	空調設備の更新	有り	○

第5章 前計画の温室効果ガス削減目標の達成状況

(1) 前計画の温室効果ガス排出量の削減目標

前計画では、「2021（令和3）年度における温室効果ガスの排出量を、2013（平成25）年度比で5%削減、2030（令和12）年度における温室効果ガスの排出量を、2013（平成25）年度比で20%削減」することとしていました（表25）。

表25 前計画の温室効果ガス排出量の削減目標

削減目標 (※前計画より)	2013(平成25)年度 温室効果ガス排出量	目標に基づく 温室効果ガス排出削減量	各年度までに達成すべき 温室効果ガス排出量
2021(令和3)年度: 2013(平成25)年度比 で5%	3,892t-CO ₂	-195t-CO ₂	3,696 t-CO ₂
2030(令和12)年度: 2013(平成25)年度比 で20%		-778 t-CO ₂	3,113 t-CO ₂

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況

新宮町の事務・事業に伴う2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量は3,040t-CO₂で、これは基準年度である2013（平成25）年度（3,892t-CO₂）と比較すると約22%の削減となりました（図24）。現行計画に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標である『2013（平成25）年度比で5%削減』はほぼ達成される見込みであり、また2030（令和12）年度目標である『2013（平成25）年度比で20%削減』についても達成の水準にあることが分かりました。排出量削減に影響している要因については、電力の実排出係数の大幅な低下と、相島じん芥処理場（現相島ごみ集積庫）における灯油及び軽油の使用がなくなったことが挙げられます。

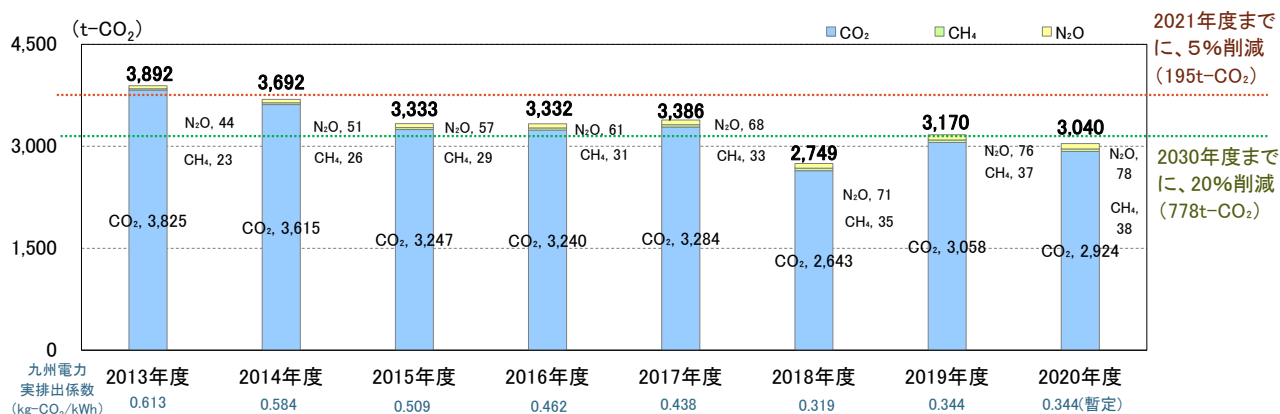


図13 温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況

新規施設を含まない場合の削減目標の達成状況

前計画策定後に新設された施設を含まない場合の町の事務・事業に伴う 2020 年度の温室効果ガス排出量は、2,824 t-CO₂です。これは基準年度である 2013 年度（3,891 t-CO₂）と比較すると約 27%の削減となります（図 14）。前計画に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標である『2013 年度比で 5%削減』はほぼ達成される見込みであることが分かりました。また、2030 年度目標である『2013 年度比で 20%削減』についても達成の水準にあります。図 13 と同様、町が主に使用している電力の実排出係数（p.8 表 6 参照）が大幅に小さくなっていること、また、灯油及び軽油の主な使用施設であった相島じん芥処理場（現相島ごみ集積庫）での使用がなくなったことが影響しています。

ただし、前計画の『電力業界の低炭素化の取組を踏まえた係数である 0.37kg-CO₂/kWh で算出した場合』の削減目標『2013（平成 25）年度比で 50%削減』は達成の水準にはありません。町が主に使用している電力の実排出係数は 0.37kg-CO₂/kWh を下回っており、本来は 50%削減を上回る削減達成が期待されます。しかし、新宮町のエネルギー使用量は増加傾向にあり、電気の排出係数の低下だけでは 50%削減達成が難しい状況にあります。また、前計画で予定されていた取組・計画が一部行われていないことも、50%削減達成に至らなかった要因の 1 つです。

今後は、『ゼロカーボンシティ』をめざし、第 7 章に挙げる『具体的な取組』を強化・促進していく必要があります。

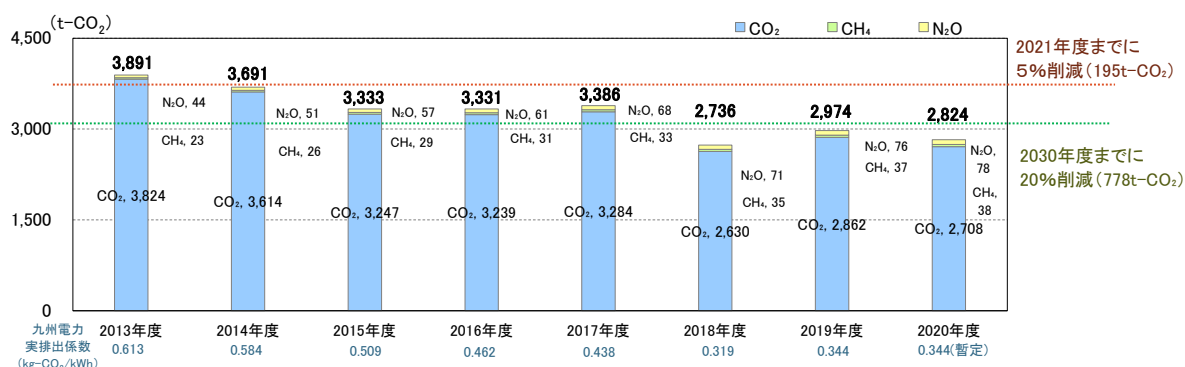


図 14 温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況（新規施設を含まない場合）

第6章 計画の目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減見込み

温室効果ガス排出量の将来推計を行うため、今後の実施の意向を“有り”もしくは“検討”とした取組で見込まれる二酸化炭素削減量を推計しました。推計方法を表26および表27に示します。推計は、計画期間最終年度（2026（令和8）年度）および2030（令和12）年度の2ケースを対象に、2020（令和2）年度のエネルギー使用量（電力使用量）を基準として、各年度における計画の進捗割合に、その計画を実施したことによる二酸化炭素削減率を乗じることで試算しました（表27）。なお、その際電力使用における二酸化炭素の排出係数は2020（令和2）年度から変化しないものと設定しています。また、計画の進捗割合は表26に示す方法で整理し算出しました。

推計結果は、表28及び表29に示すとおりで、町全体で2026（令和8）年度までに169t-CO₂、2030（令和12）年度までに383t-CO₂の温室効果ガス削減量が見込まれることが分かりました（表30）。

施設別でみると、産業振興課および社会教育課の施設は、ほとんどの計画が“実施済み”となっている一方、新宮町役場や街路灯、シーオーレ新宮、新宮北小学校は「照明の高効率化・LED化」をはじめとする取組の余地が残されており、20t-CO₂以上の二酸化炭素削減効果が見込めます。これらの施設で、照明の高効率化・LED化を進めることで町の二酸化炭素排出量削減につながります。

表26 計画の進捗割合

実施の意向	アンケート中の選択肢区分		計画期間における計画の進捗割合	
	現在までの実績	今後の予定	2022～2026年	2027～2030年
実施済み	1	—	—	—
有り	2、3、4	1	(100－完了割合)×100%	—
		2	(100－完了割合)×50%	(100－完了割合)×50%
検討	4	3	—	100%

※表中の番号は、表20中の各区分の番号と対応。

表27 二酸化炭素削減量の推計方法

要素	推計に用いた計算式
二酸化炭素削減率(%)	削減率(現行計画参照)×計画の進捗割合※
二酸化炭素削減量(t-CO ₂)	2020(令和2)年度の二酸化炭素排出量※ × 二酸化炭素削減率(%)

対象施設等	No.	取組内容	実施の意向	着手	2022～2026年		2027～2030年	
					二酸化炭素削減率	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)	二酸化炭素削減率	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)
公用車【初度登録が2006(平成18)年以前分】	1	公用車の更新に伴う燃費改善 (計画期間である2021年現在までに達成すべき取組)	有り	○	10.8%	0.05	-	-
公用車【初度登録が2007(平成19)年以降分】	2	公用車の更新に伴う燃費改善 (中期目標年度である2030年までに達成すべき取組)	検討		0.0%	-	21.6%	0.1
新宮町役場	2	照明設備の高効率化(水銀灯)	有り	○	1.5%		-	-
	3	照明設備の高効率化(蛍光灯)	有り		13.0%	21	-	-
防犯灯	1	蛍光灯のLED化	有り	○	60.0%	2	-	-
新宮町福祉センター	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	有り	○	5.0%		-	-
	2	照明のLED化	有り	○	15.0%	13	-	-
相島ふれあい館・新宮町立相島保育所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	有り		2.5%		2.5%	
	2	照明のLED化	有り		7.5%		7.5%	
	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	有り	○	0.9%	0.4	0.5%	0.4
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○	0.8%		2.5%	
ふれあい交流館	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○	2.5%	0.2	-	-
新宮町農産物直販所	2	照明のLED化	検討		0.0%	-	15.0%	5
新宮町農産物直販所加工場	2	照明のLED化	検討		0.0%	-	15.0%	0.8
相島観光交流拠点施設	2	照明のLED化	検討		0.0%	-	15.0%	1.4
立花山登山道入口トイレ	1	LED化の検討	検討		0.0%	-	15.0%	0.07
新宮町バス待合所	1	人感センサーの導入検討	検討		0.0%	-	0.3%	0.001
新宮町新宮渡船待合所	2	照明のLED化	検討		0.0%	-	15.0%	0.7
新宮町自転車保管所	1	蛍光灯のLED化	検討	○	18.0%	0.01	60.0%	0.03
新宮中央駅前東口自転車駐車場	1	蛍光灯のLED化	実施済み		0.0%	-	-	-
新宮中央駅前西口自転車駐車場	1	蛍光灯のLED化	実施済み		0.0%	-	-	-
新宮中央駅自由通路	1	蛍光灯のLED化	実施済み		0.0%	-	-	-
人丸公園	1	蛍光灯のLED化	実施済み		0.0%	-	-	-
沖田中央公園	1	蛍光灯のLED化	実施済み		0.0%	-	-	-
街路灯	1	蛍光灯のLED化	有り	○	39.0%	16	30.0%	12
新宮ふれあいの丘公園	1	LED化実施済	実施済み		51.0%	0.2	30.0%	0.1
夜日中継ポンプ場	1	蛍光灯のLED化(老朽化による交換)	検討		0.0%	-	60.0%	10
湊坂ポンプ場	1	蛍光灯のLED化(老朽化による交換)	検討		0.0%	-	60.0%	13
相島浄化センター	1	蛍光灯のLED化(老朽化による交換)	検討		0.0%	-	60.0%	19
立花小学校	2	照明設備の高効率化	検討	○	2.1%	3	7.1%	3
新宮小学校	2	照明設備の高効率化	検討	○	3.8%	6	12.7%	18
相島小学校	2	照明設備の高効率化	検討	○	3.6%	2	12.1%	2
新宮東小学校	2	照明設備の高効率化	検討	○	3.8%	5	12.7%	13
新宮北小学校	2	照明設備の高効率化	検討	○	0.0%	-	30.0%	42
新宮中学校	2	照明設備の高効率化	検討	○	2.4%	5	7.9%	15
新宮中学校相島分校	2	照明設備の高効率化	検討	○	3.4%	1	11.4%	0.6
立花幼稚園	1	照明の運用改善	検討	○	0.6%		1.9%	
	3	照明のLED化	検討	○	5.2%	2	17.4%	2
新宮幼稚園	1	照明の運用改善	検討	○	0.6%		2.0%	
	3	照明のLED化	検討	○	5.4%	1	17.8%	3
新宮東幼稚園	1	照明の運用改善	検討	○	1.0%		3.4%	
	3	照明のLED化	検討	○	9.1%	6	30.3%	3
そびあしんぐう	4	人感センサーによるトイレ照明の制御	検討		0.0%		0.8%	
	6	トランシーバー変圧器への更新	検討		0.0%		4.7%	4
新宮町立集会所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	検討		0.0%		5.0%	
	2	照明のLED化	検討		0.0%		15.0%	0.06
新宮町研修所	1	照度基準の設定及び適正照度の管理	検討		0.0%		5.0%	
	2	照明のLED化	検討		0.0%		15.0%	0.2
社の宮運動施設 (管理棟・グラウンド・テニスコート)	3	照明のLED化	有り	○	40.4%	11	31.1%	8.7
	4	空調機の更新	検討		0.0%		0.7%	
新宮町緑ヶ浜テニスコート	1	照明のLED化	有り	○	60.0%	5	-	-

表 28 今後の実施意向がある取組・計画による二酸化炭素削減量(1)

表 29 今後の実施意向がある取組・計画による二酸化炭素削減量(2)

対象施設等	No.	取組内容	実施の意向	着手	2022～2026年		2027～2030年	
					二酸化炭素削減率	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)	二酸化炭素削減率	二酸化炭素削減量(t-CO ₂)
立花小学校学童保育所	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	有り	○	0.9%	0.2	0.5%	0.1
	4	室内の温湿度の適正管理	有り	○	2.6%		1.5%	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○	2.1%		1.3%	
新宮小学校学童保育所	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	有り	○	0.9%	0.4	0.5%	0.2
	4	室内の温湿度の適正管理	有り	○	2.6%		1.5%	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○	2.1%		1.3%	
新宮東小学校学童保育所	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	有り	○	0.9%	0.4	0.5%	0.2
	4	室内の温湿度の適正管理	有り	○	2.6%		1.5%	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○	2.1%		1.3%	
新宮北小学校学童保育所	3	使用しない部屋及び空室時の消灯の徹底	有り	○	0.9%	0.4	0.5%	0.3
	4	室内の温湿度の適正管理	有り	○	2.6%		1.5%	
	5	冷房設備を稼働させる前に、窓の開放やその他の外気の取入れを優先する。	有り	○	2.1%		1.3%	
シーオーレ新宮	1	空調設備の運用改善	検討	○	1.1%	52	3.5%	28
	2	照明設備(都度点灯分)の更新	検討	○	5.2%		17.2%	
	3	照明設備(常時点灯分)の更新	検討	○	0.7%		2.4%	
	4	回転機器更新	有り	○	0.5%		0.3%	
	5	空調設備の更新	有り	○	1.3%		0.8%	

表 30 温室効果ガス削減量の見込み

項 目	2026(令和 8)年度	2030(令和 12)年度
温室効果ガス削減量※(t-CO ₂)	153	360

※温室効果ガス削減量は、2020（令和 2）年度比の削減量です。

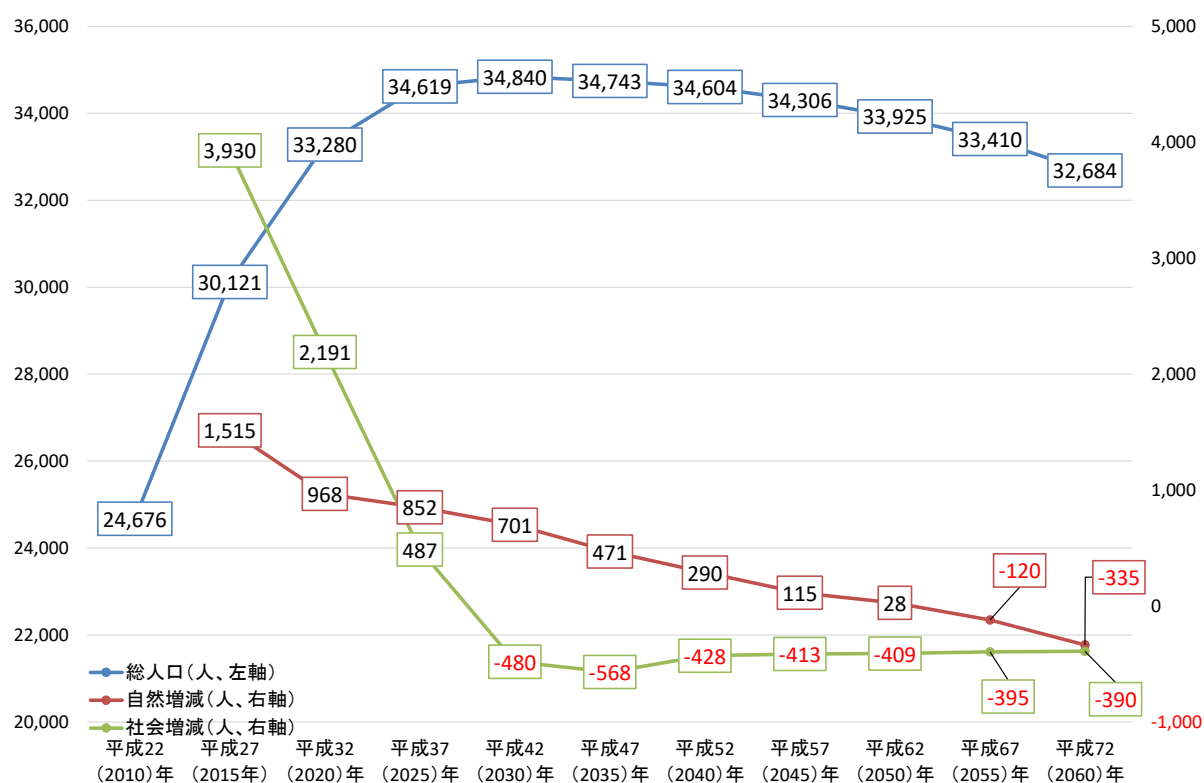
（２）温室効果ガス排出量の削減目標

国の地球温暖化対策計画では、業務その他部門の温室効果ガスの排出量を 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で約 51%削減すると設定しています。

新宮町では現在人口が増加傾向にあり、「新宮町人口推計（人口ビジョン）」（図 15）において国の目標年である 2030（令和 12）年にピークになると予測されています。人口の増加率をみると基準年の 2013（平成 25）年から比較して 2030（令和 12）年に約 26%増加することになり、新宮町の事務・事業から排出される温室効果ガスの増加にも大きく影響するものと考えられます。しかし、本町においては、次章に定める具体的な取組等を実施することで温室効果ガスの排出量の削減を目指します。

そこで、計画期間における温室効果ガス排出量について、2026（令和 8）年度の排出量を 2013（平成 25）年度比で 31%削減することを目標とします。

また、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度比で 50%削減することを目指します。

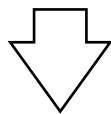


出典：新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略

図 15 新宮町人口推計(人口ビジョン)

◆温室効果ガス排出量の削減目標

2013（平成 25）年度における温室効果ガス排出量 **3,892**t-CO₂



2026（令和 8）年度における温室効果ガスの排出量を、2013（平成 25）年度比で

31%削減 (-1,207t-CO₂)

2030（令和 12）年度における温室効果ガスの排出量を、2013（平成 25）年度比で

50%削減 (-1,946t-CO₂)

※削減目標は、新宮町における事務・事業を対象としたものです。公共施設の新設・改築や廃止、設備の導入等により事務・事業に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて削減目標の見直しを行います。

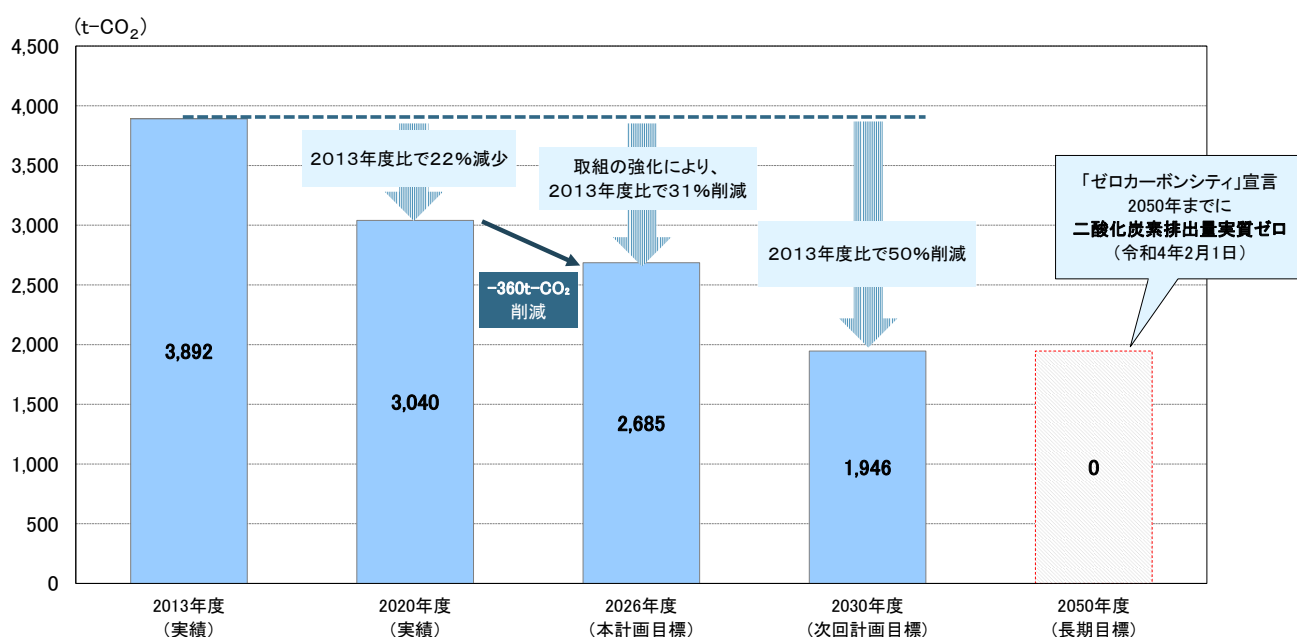


図 16 計画の目標

（３）温室効果ガス排出量の50%削減に向けて

2030（令和 12）年度における温室効果ガスの排出量を、2013（平成 25）年度比で 50%削減するための政府実行計画に準じた取組を 2027（令和 9）年度から実施するための可能性調査・計画策定を、本計画の計画期間中に実施するものとします。政府実行計画に準じた取組とは、太陽光発電の最大限の導入、新築建造物の ZEB 化、電気自動車等・LED 照明の徹底導入、積極的な再エネ電力調達等です。

第7章 具体的な取組

職員は、施設設備の運用改善及び導入・更新など、施設計画に関する取組の他、日常業務を通じて行う環境配慮行動を推進します。また、各取組に深く関連する主な SDGs のゴールを図 17 に表示しています。なお、取組によっては既に実施しているものもありますが、今後も全ての施設、職員で取組を徹底することとします。

本章の取組の実施に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に留意して行うものとします。

また、設備機器の更新・導入に当たっては、「環境省指定先進的高効率機器一覧（ASSET リスト）」等を参考にしながら、温室効果ガスの削減効果の高い機器の導入をめざします。



図 17 具体的な取り組みと特に関係深い取組

SDGs とは

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、2015（平成 27）年に国連が採択した国際目標です。17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成基準）で構成されています。地球温暖化をはじめとする気候変動や生物多様性の損失、貧困やジェンダー格差などの幅広い課題に対して、発展途上国のみならず先進国でも取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs に取り組むことは、社会の幅広い課題を解決するだけにとどまらず、組織のイノベーションやリスク管理につなげることが出来ます。



図 18 17 のゴールアイコン（国際連合広報センターより引用）

(1) グリーン購入

1) 用紙類

- コピー用紙は、再生紙を購入する。
- 印刷物を発注する際は、原則として古紙配合率が高くかつ白色度の低いものを指定する。
- 印刷は、可能な限り再資源化が容易な非塗工紙を使用する。
- トイレットペーパー等の衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。

2) 電気製品

- 電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費の少ない製品を選ぶ。
- 適正規模の電気製品を選ぶ。
- 水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。

3) 公用車

- 公用車の更新時は、電気自動車、燃料電池自動車等を選択する。

4) 文具・事務機器等

- 文具・事務機器などの物品購入時は、「グリーン購入」を心掛ける。
例) ペンは芯を詰め替えられるものを購入する。コーヒーやお茶なども詰め替え可能な製品を選ぶ。用紙類は、古紙や再生紙を使ったものを選ぶ。
その他でも、エコマーク等の環境ラベル表示がある製品の購入を心掛ける。
- 製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。

【グリーン購入】

買う前に、本当に必要か考えること。

必要な場合は、環境に配慮して作られたものを購入する。また、長期使用が可能なものや詰め替え可能なものを選ぶこと、廃棄時にごみが少ないものを選ぶこと。

(2) 財やサービスの使用に関する取組

1) 用紙類

- 両面印刷を基本とし、その他複数印刷（2 アップ機能）等を活用する。
- 支障のないものは、可能な限り裏紙として活用する。
- 各種資料の共有化、データベース化で用紙使用量の削減に努める。
- 会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とする。
- 会議資料等の部分修正は、差替えではなく、見え消しや口頭にて修正する。
- 事前配布資料は、再配布を自粛する。
- 会議等においては、封筒を使用しない。
- 印刷物の残数把握をして、最小限の印刷におさえる。
- 資料のA4版化など規格の統一化を図る。
- 庁内LANやペーパーレス会議システムを活用することで、ペーパーレス化を図る。
- ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押す。
- Web 会議では、必要に応じて、モニター、プロジェクターを駆使し、ペーパーレス会議を推進する。

2) 水道使用量

- 水を使用するときはこまめに水を止める。
- 利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行う。

3) 電気使用量

- OA機器については節電・待機モードを活用するとともに、普段使用しない機器は、支障が無ければコンセントを抜き、待機時消費電力を削減する。
- LANの活用により周辺機器の共有化を図る。
- 冷暖房は、室温が適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）となるように設定する。
- 空調フィルターを定期的に清掃・点検する
- 冷房効率を上げるためにカーテン、ブラインドを活用する。
- 冷暖房の吹き出し口付近に書棚や物を置かない。
- 冷暖房中には、感染症予防対策として、効率的に換気を行い、消費電力を節約する。

例) 暖房時：部屋を暖めてから換気を行う。もしくは、エアコン室内機から遠い位置での窓換気を活用する。

冷房時：換気後に冷房を入れる。もしくは、一定時間のみ、冷房運転と同時に換気を行う。

いずれの場合も、室温を設定した温度まで上げる（下げる）までの温度差が少なく済むようにするとよい。

- 会議室、給湯室、トイレ等断続的に使用する箇所の照明・空調は、使用する時だけ点ける。
- 昼休みや時間外等は、不必要な照明を消灯する。
- 通路・階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は点灯しない。
- 窓側等消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、照明を消す。
- 定期的に照明器具を点検する。
- 排出係数の少ない電気事業者を、可能な限り導入する。
- クールビズ・ウォームビズを実施する。
- 省エネルギー等のために、ノー残業デーを設定する。
- 職員におけるエレベーターの利用は、必要最小限とする。

4) 燃料使用量

- 2km 以内の近距離移動は、徒歩又は自転車を可能な限り利用する。
- 公共交通機関の利用を心掛ける。
- 公用車は緩やかに発進し（5 秒かけて 20km/h まで加速）、控えめな速度で運転する。
- 公用車は早めにアクセルオフをしてエンジンプレーキを活用する。
- 公用車の駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努める。
- 公用車のカーエアコンは控えめにする。
- 公用車には無駄な荷物を積んだまま運転しない。
- 公用車を運転するときは、合理的な走行ルートを選択する。
- 公用車の走行距離を把握・管理する（運転日報の記録など）。
- 公用車のタイヤ空気圧を適正に保つ等、定期的に点検・整備を実施する。

(3) 3 R（ごみの排出抑制、リユース、リサイクル）に関する取組

- 使用済封筒やファイリング用品等を再利用する。
- 庁内で情報交換を図り、使わない物品の再利用に努める。
- プリンターのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルする。
- ごみの分別を徹底する。
- 資源回収ボックスを利用する。

(4) 施設設備の整備・改善に関する取組

- 施設の省エネルギー診断を実施し、運用改善・設備の更新等に役立てる。
- 施設の改築の際は、断熱性・気密性の高い設計とし、冷暖房に係るエネルギー消費を削減する。
- 個別照明、個別冷暖房が可能なシステムを、可能な限り導入する。
- デマンド管理^{*}や電力消費監視システム等を可能な限り導入し、電力消費の見える化を進める。
※電力の「見える化」によって、負荷を一定にコントロールし、コスト削減につなげる。
- LED 照明器具への買い換えを順次行う。
- 人感センサー付の照明器具を、可能な限り導入する。
- 高効率給湯器（エコキュート、エネファーム等）を、可能な限り導入する。
- 自然光、自然風を施設内に取り入れる工夫を行う。
- 雨水利用施設を設置する。
- 施設周辺や屋上等の緑化を図る。
- 省エネルギー型空調（外気冷房、全熱交換器等）を、可能な限り導入する。
- エネルギー消費の少ない熱源機・ポンプへ更新する。
- 省エネ対策による削減額の一部を、施設・設備改修に再投資する仕組みを、可能な限り導入する。

(5) 再生可能エネルギーに関する取組

- 太陽光発電設備を、可能な限り導入する。
- 太陽熱利用設備を、可能な限り導入する。
- 次の再生可能エネルギー設備についても、可能な限り導入する。
例）風力発電設備、小水力発電設備、地熱・地中熱利用設備、バイオマス発電設備等
- 新築建築物には、ZEB^{*}を導入する。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（通称：ゼブ））とは

50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物のこと。削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義されており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義されている。

(6) 建設工事に関する取組

- 支障のない限り、エネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- 出入車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
(運搬車両台数、運転時間、運搬ルートを検討など)
- 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

(7) その他

- 施設の運営を委託等している場合、運営者等に対して温室効果ガスの排出削減等の措置を講ずるよう指導する。

第8章 計画の推進

(1) 推進体制

①新宮町地球温暖化対策推進委員会

新宮町地球温暖化対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、副町長及び庁内各課・局長で構成し、副町長を委員長とします。

推進委員会は、事務局の報告を基に温室効果ガス削減のための取組を検討し、新宮町地球温暖化対策推進部会（以下「部会」という。）に取組の指示を行います。

②新宮町地球温暖化対策推進部会

新宮町地球温暖化対策推進部会員（以下「部会員」という。）は、推進委員会からの指示により、具体的取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的の実施状況を把握し、事務局に報告します。

③事務局（環境課）

事務局は、部会員の報告を踏まえて計画の実施状況のとりまとめ等を行うとともに、推進委員会の開催・運営を行います。

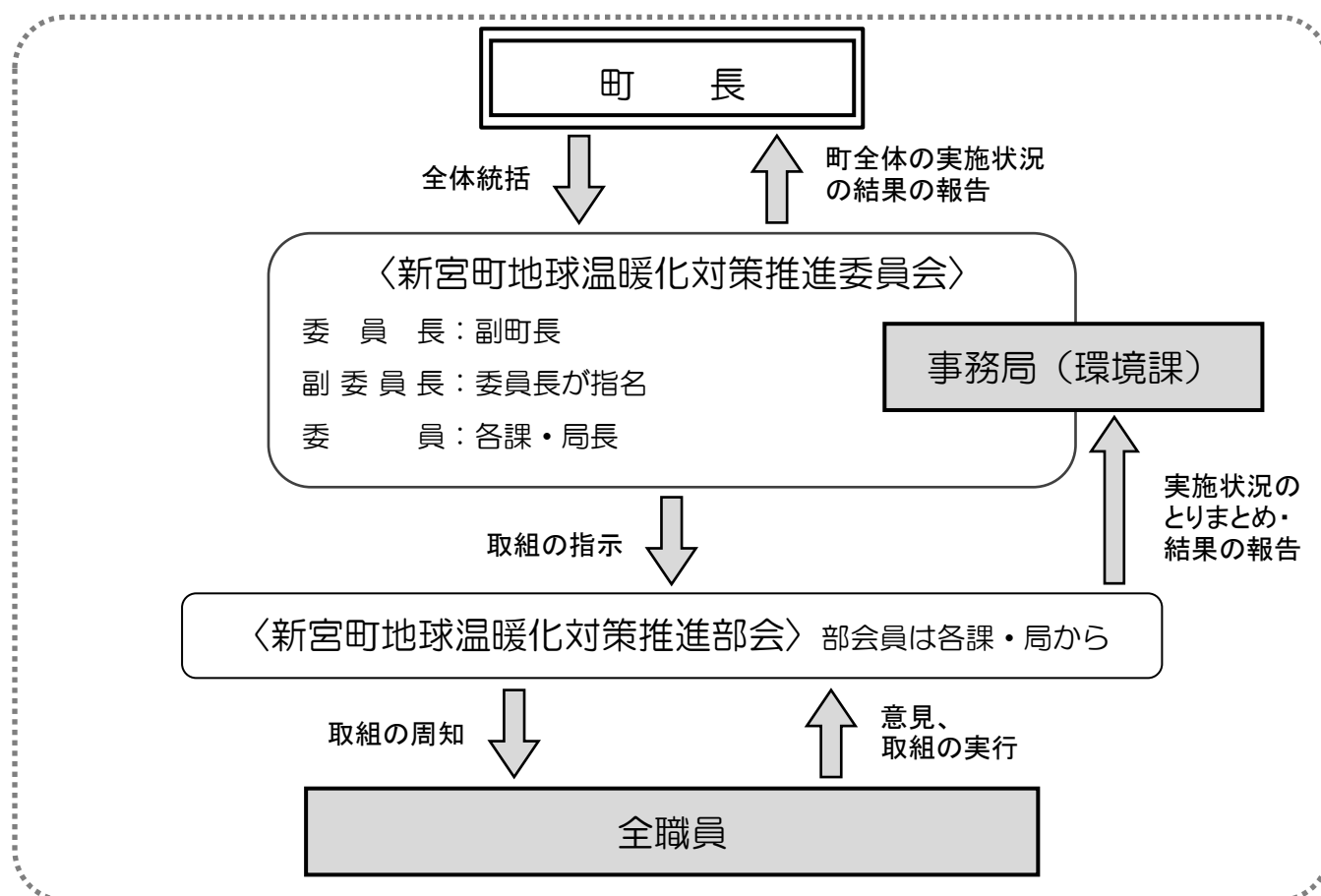


図 19 計画の推進体制

（２）進行管理の方法

計画の進行管理は、①計画の策定（Plan）、②計画の実行（Do）、③実施状況の点検・評価（Check）、④計画の公表・見直し（Action）という、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

①計画の策定（Plan）

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するための取組内容等の作成と体制の確認を行います。

②計画の実行（Do）

部会員及び職員は、推進委員会の指示に基づき、「第７章 具体的な取組」に示された事項を着実に実施します。また、職員意識を啓発し、計画を効果的に推進するために、情報提供や研修などを実施します。

<職員への情報の提供>

計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行います。

表 31 職員への情報提供

提供方法	提供内容
・館内掲示 ・庁内 LAN	・計画の内容 ・取組の項目 ・エネルギー使用量の推移 ・削減目標の達成状況 など

<研修の実施>

計画の着実な推進を図るために、職員に向けて研修を実施します。

表 32 職員の研修

項 目	内 容
対象	全職員
頻度	年 1 回程度
研修内容	地球温暖化の現状、計画の目的、取組の内容、職員の役割、計画及び取組に係る意見交換 など

③実施状況の点検・評価（Check）

部会員は、年 1 回、「点検調査票」（資料編参照）を用いて、各施設のエネルギー使用量と各課・局の取組の実施状況を把握し、事務局に報告します。

事務局は部会員の報告を踏まえて、町全体の実施状況を取りまとめ、各課や施設における計画の実施状況を総括した結果を推進委員会において報告し、推進委員会が点検・評価を行います。

表 33 実施状況の把握

項 目	調査担当課	調査回数
電力・燃料使用量、 その他の活動量	施設・公用車を管理する全ての課	年 1 回
取組の実施状況	関係各課局	

④計画の公表・見直し（Action）

<計画の公表>

事務局は、計画の内容及び実施状況をホームページにより一般に公表します。

表 34 計画の公表

項 目	公表時期	公表方法
計画の内容	計画の策定・改定時	ホームページ
温室効果ガスの総排出量 削減目標の達成状況	毎年 1 回	
取組の実施状況	毎年 1 回	

<計画の見直し>

継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、点検結果や推進状況を踏まえて、目標年度である 2026（令和 8）年度には計画の見直しを行います。また、公共施設の新設や改築、設備の導入等により大きな変更が生じる場合は計画の見直しを行うものとします。

⑤年間スケジュール

計画の運用に関する年間スケジュールと役割分担は、表 35 のとおりです。

表 35 計画の運用に関する年間スケジュールと役割分担

実施項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	事務局	部会	推進委員会	一般職員
(D 実行)	取組の推進	随時実施													○		
	取組の実施	随時実施															○
	職員啓発	随時実施												○	○	○	
		必要に応じて実施												○	○	○	○
(C 点検)	実績及び進捗状況の把握																
	取組の点検												当該年度分		○		
	エネルギー使用量等の実績報告	当該年度分を算定システムに随時入力													○		
	とりまとめ (排出量の集計・分析)	前年度分												○			
(A 見直し)	評価の実施			前年度分												○	
	次年度に向けた計画の見直し・改善					見直し、Planに反映								○	○	○	
	計画及び取組状況の公表									前年度分の公表 情報共有						○	

資料

■点検調査表①（電気・燃料使用量調査）

			月別入力												年計入力	合計	発熱量
【調査項目】		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
緑色・・・各施設に共通する項目																	
青色・・・施設によっては該当する項目																	
燃料の使用	ガソリン(公用車)	L														0.0	
	ガソリン(公用車以外)	L														0.0	
	灯油	L														0.0	
	軽油(公用車)	L														0.0	
	軽油(公用車以外)	L														0.0	
	A重油	L														0.0	
	液化石油ガス(LPG)(公用車)	kg														0.0	
	液化石油ガス(LPG)(公用車以外)	kg														0.0	
	都市ガス	Nm3														0.0	
																0.0	
他人から供給された電気の使用	九州電力	kWh														0.0	
	エネサーブ株式会社	kWh														0.0	
	株式会社エネット	kWh														0.0	
	電気事業者(その4)	kWh														0.0	
	電気事業者(その5)	kWh														0.0	
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車(定員10名以下)	km													0.0	
	ガソリン	バス	km													0.0	
		軽乗用車	km													0.0	
		普通貨物車	km													0.0	
		小型貨物車	km													0.0	
		軽貨物車	km													0.0	
		普通・小型・軽特種用途車	km													0.0	
	ディーゼル	普通・小型乗用車(定員10名以下)	km													0.0	
		バス	km													0.0	
		普通貨物車	km													0.0	
		小型貨物車	km													0.0	
		普通・小型特種用途車	km													0.0	
																0.0	
船舶の航行		軽油	kl													0.0	
		A重油	kl													0.0	
		B重油又はC重油	kl													0.0	
下水又はし尿の処理		終末処理場	m3													0.0	
		し尿処理施設	m3													0.0	
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	人														0.0	
自動車用エアコンディショナー	使用時	台														0.0	
	廃棄時	kg-HFC														0.0	
他人から供給された電気の使用		kWh														0.0	
		kWh														0.0	
		kWh														0.0	
		kWh														0.0	
		kWh														0.0	
		kWh														0.0	
		kWh														0.0	
		kWh														0.0	
		kWh														0.0	
		kWh														0.0	

■点検調査票②（環境配慮行動調査票 No.1）

第2次新宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
庁内の環境配慮行動調査

記入部署名：

区分		No	取組	現在の取組
				1. 徹底して実施している(ほぼ100%) 2. 概ね実施している(70%) 3. あまり実施していない(30%) 4. まったく実施していない(0%) 5. 該当しない
1. グリーン購入※ ※買う前に、本当に必要か考えること。必要な場合は、環境に配慮して作られたものを購入する。 また、長期使用が可能なものや、詰め替え可能なものを選ぶこと、廃棄時にごみが少ないものを選ぶこともグリーン購入である。	(1)用紙類	1	コピー用紙は、再生紙を購入する。	
		2	印刷物を発注する際は、原則として古紙配合率が高くかつ白色度の低いものを指定する。	
		3	印刷は、可能な限り再資源化が容易な非塗工紙を使用する。	
		4	トイレトペーパー等の衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。	
	(2)電気製品	5	電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費の少ない製品を選ぶ。	
		6	適正規模の電気製品を選ぶ。	
		7	水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。	
	(3)公用車	8	公用車の更新時は、電気自動車、燃料電池自動車等を選択する。	
		9	文具・事務機器などの物品購入時は、「グリーン購入」※を心掛ける。 例)ペンは芯を詰め替えられるものを購入する。コーヒーやお茶なども詰め替え可能な製品を選ぶ。 用紙類は、古紙や再生紙を使ったものを選ぶ。その他でも、エコマーク等の環境ラベル表示がある製品の購入を心掛ける。	
			製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。	
2. 財やサービスの使用に関する取組	(1)用紙類	11	両面印刷を基本とし、その他複数印刷(2アップ機能)等を活用する。	
		12	支障のないものは、可能な限り裏紙として活用する。	
		13	各種資料の共有化、データベース化で用紙使用量の削減に努める。	
		14	会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とする。	
		15	会議資料等の部分修正は、差替えではなく、見え消しや口頭にて修正する。	
		16	事前配布資料は、再配布を自粛する。	
		17	会議等においては、封筒を使用しない。	
		18	印刷物の残数把握をして、最小限の印刷におさえる。	
		19	資料のA4版化など規格の統一化を図る。	
		20	庁内LANやペーパーレス会議システムを活用することで、ペーパーレス化を図る。	
		21	ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押す。	
		22	Web会議では、必要に応じて、モニター、プロジェクターを駆使し、ペーパーレス会議を推進する。	
	(2)水道使用量	23	水を使用するときはこまめに水を止める。	
		24	利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行う。	
	(3)電気使用量	25	OA機器については節電・待機モードを活用するとともに、普段使用しない機器は、支障が無ければコンセントを抜き、待機時消費電力を削減する。	
		26	LANの活用により周辺機器の共有化を図る。	
		27	冷暖房は、室温が適正温度(冷房28℃、暖房20℃を目安)となるように設定する。	
		28	空調フィルターを定期的に清掃・点検する	
		29	冷房効率を上げるためにカーテン、ブラインドを活用する。	
		30	冷暖房の吹き出し口付近に書棚や物を置かない。	
		31	冷暖房中(には、感染症予防対策として、効率的に換気を行い、消費電力を節約する。 例)暖房時:部屋を暖めてから換気を行う。もしくは、エアコン室内機から遠い位置での窓換気を活用する。 冷房時:換気後に冷房を入れる。もしくは、一定時間のみ、冷房運転と同時に換気を行う。 (いずれの場合も、室温を設定した温度まで上げる(下げる)までの温度差が少なく済むようにするとよい。)	
		32	会議室、給湯室、トイレ等断続的に使用する箇所の照明・空調は、使用する時だけ付ける。	
		33	昼休みや時間外等は、 unnecessary 照明を消灯する。	
		34	通路・階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は点灯しない。	
		35	窓側等消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、照明を消す。	
		36	定期的に照明器具を点検する。	
		37	排出係数の少ない電気事業者を、可能な限り導入する。	
		38	クールビズ・ウォームビズを実施する。	
		39	省エネルギー等のために、ノー残業デーを設定する。	
		40	職員におけるエレベーターの利用は、必要最小限とする。	
	(4)燃料使用量	41	2km以内の近距離移動は、徒歩又は自転車可能な限り利用する。	
		42	公共交通機関の利用を心掛ける。	
		43	公用車は緩やかに発進し(5秒かけて20km/hまで加速)、控えめな速度で運転する。	
		44	公用車は早めにアクセルオフをしてエンジンプレーキを活用する。	
		45	公用車の駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努める。	
		46	公用車のカーエアコンは控えめにする。	
		47	公用車には無駄な荷物を積んだまま運転しない。	
		48	公用車を運転するときは、合理的な走行ルートを選択する。	
		49	公用車の走行距離を把握・管理する(運転日報の記録など)。	
		50	公用車のタイヤ空気圧を適正に保つ等、定期的に点検・整備を実施する。	

■点検調査票③（環境配慮行動調査票 No.2）

第2次新宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
庁内の環境配慮行動調査

記入部署名：

区分	No	取組	現在の取組
			1. 徹底して実施している(ほぼ100%) 2. 概ね実施している(70%) 3. あまり実施していない(30%) 4. まったく実施していない(0%) 5. 該当しない
3. 3R(ごみの排出抑制、リユース、リサイクル)に関する取組	51	使用済封筒やファイリング用品等を再利用する。	
	52	庁内で情報交換を図り、使わない物品の再利用に努める。	
	53	プリンターのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルする。	
	54	ごみの分別を徹底する。	
	55	資源回収ボックスを利用する。	
4. 施設設備の整備・改善に関する取組	56	施設の省エネルギー診断を実施し、運用改善・設備の更新等に役立てる。	
	57	施設の改築の際は、断熱性・気密性の高い設計とし、冷暖房に係るエネルギー消費を削減する。	
	58	個別照明、個別冷暖房が可能なシステムの導入を、可能な限り導入する。	
	59	デマンド管理※や電力消費監視システム等を可能な限り導入し、電力消費の見える化を進める。 ※電力の「見える化」によって、負荷を一定にコントロールし、コスト削減につなげる。 (九州電力HP: http://www.kyuden.co.jp/company_outline_groupinfo_withg_demand.html)	
	60	LED照明器具への買い換えを順次行う。	
	61	人感センサー付の照明器具を、可能な限り導入する。	
	62	高効率給湯器(エコキュート、エネファーム等)を、可能な限り導入する。	
	63	自然光、自然風を施設内に取り入れる工夫を行う。	
	64	雨水利用施設を設置する。	
	65	施設周辺や屋上等の緑化を図る。	
	66	省エネルギー型空調(外気冷房、全熱交換器等)の導入を進める。	
	67	エネルギー消費の少ない熱源機・ポンプへ更新する。	
	68	省エネ対策による削減額の一部を設備改修に再投資する仕組みを、可能な限り導入する。	
5. 再生可能エネルギーに関する取組	69	太陽光発電設備を、可能な限り導入する。	
	70	太陽熱発電設備を、可能な限り導入する。	
	71	次の再生可能エネルギー設備についても、可能な限り導入する。 例) 風力発電設備、小水力発電設備、地熱・地中熱利用設備、バイオマス発電設備等	
	72	新築建築物には、ZEB※を導入する ※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物のこと。削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB(75%以上100%未満削減)、③ZEB Ready(再生可能エネルギー導入なし)と定義されており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義されている。	
6. 建設工事に関する取組	73	支障のない限り、エネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。	
	74	出入車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。(運搬車両台数、運転時間、運搬ルートの検討など)	
	75	建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。	
	76	建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。	
7. その他	77	施設の運営を委託している場合、運営者等に対して温室効果ガスの排出削減等の措置を講ずるよう指導する。	

第2次新宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行日 2022（令和4）年3月

発行者 福岡県新宮町

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目1番1号

TEL (092) 963-1732

<https://www.town.shingu.fukuoka.jp/>